

当期の仕様書類

※本当期の仕様書類は現時点のものであり、今後変更が有りうる。

仕 様 書

1. 業務概要

1. 業務名：財務省税関研修所ほか建築設備管理業務

2. 業務場所：千葉県柏市柏の葉6-4-2 財務省税関研修所内
千葉県柏市柏の葉6-3-6 財務省税関研修所別館内
千葉県柏市柏の葉6-3-5 関税中央分析所内

3. 契約期間：平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

4. 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書(最新版)」(以下「共仕」という。)による。
- (2) 本仕様書及び共仕に定めがない事項は、施設管理担当者との協議による。
- (3) 業務報告書の作成に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き(最新版)」による。点検業務にあつては写真等も添付する。
- (4) 本業務で適用する事項は、●印及び※印の付いたものである。
- (5) 業務の再委任
管理業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)全部を再委任してはならない。主要な部分以外を再委任する場合は、その関係を明確(施工体制台帳等の作成)にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。また、電気工作物の保安業務について再委任は認めない。(受注者名で経済産業省に届出を行う。)
- (6) 守秘義務
本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- (7) 著作権その他
著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
- (8) 既存施設への養生等
既存の建築物及び工作物に汚損及び損傷を与えないよう十分注意するとともに、汚損及び損傷等を与える恐れのある場合は養生を行う。なお、万一汚損及び損傷を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告するとともに受注者の責任において速やかに復旧するものとする。
- (9) 関係法令の遵守及び届出等
受注者は管理業務履行上、関係諸法令、条例、規則等を遵守する。また、関係諸法令等に基づく官公署等への各種手続・届出等の業務を受注者の負担にて代行する。
- (10) 点検・保守が困難な部分
点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者との協議による。
- (11) 各定期点検及び保守業務期間
点検・保守は別に定める期日、期間中に実施すること。ただし、定期点検及び保守業務終了後でなければ確認できない事項については事前に施設管理担当者との協議による。

5. 建物概要

- (1) 財務省税関研修所(本館)
 - 1) 敷地面積 41,002㎡
 - 2) 構造 RC造
 - 3) 建物名・(階数)・延床面積
 - ① 事務棟・(2階)・1,341㎡
 - ② 研修棟・(3階)・4,554㎡
 - ③ 管理棟・(2階)・2,774㎡(地下階有)
 - ④ 講堂・(2階)・645㎡
 - ⑤ 体育館・(2階)・2,697㎡
 - ⑥ 寄宿舎棟・(6階)・5,949㎡

- ⑦ プール棟・(2階)・215㎡
- 4) 総延床面積 18,175㎡(その他雑建物有)

- (2) 財務省税関研修所(別館)
 - 1) 敷地面積 3,410㎡
 - 2) 構造 RC造
 - 3) 階数 地上5階
 - 4) 延床面積 3,027㎡
- (3) 関税中央分析所
 - 1) 敷地面積 12,735㎡
 - 2) 構造 RC造
 - 3) 階数 地上3階
 - 4) 建物名・延床面積
 - ① 事務棟・1,537㎡
 - ② 研究棟・3,358㎡
 - 5) 総延床面積 4,895㎡

6. 対象業務

本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 建築設備運転・監視及び日常点検・保守業務
 - 1) 機械設備運転監視業務
 - 2) 電気設備運転監視業務
 - 3) 設備遠方監視業務
- (2) 機械設備保守点検業務
 - 1) 冷暖房設備等点検整備
 - 2) ファンコイルユニットフィルター洗浄業務
 - 3) 冷却塔循環水ほか水質検査業務
 - 4) 煤煙等測定業務
 - 5) 貯水槽等清掃業務
 - 6) 飲料水水質検査業務
- (3) 昇降機保守業務
- (4) 電気設備保守点検業務
 - 1) 自家用電気工作物保安管理業務
 - 2) 受変電設備点検整備
 - 3) 電気設備点検整備
 - 4) 電話設備保守業務
 - 5) 電気時計設備保守業務
 - 6) 放送設備保守業務
- (5) 消防用設備等保守点検業務
- (6) 建具保守点検業務
 - 1) 自動扉保守業務
 - 2) 自動シャッター保守業務

(7) 執務環境測定業務

- 1) 空気環境測定業務
- 2) 照度測定業務

(8) 廃水処理装置ほか保守業務

- 1) 廃水処理装置保守業務
- 2) 純水製造装置保守業務
- 3) 塵ガス洗浄装置点検業務
- 4) 水素ガス感知設備等点検業務

(9) 保守点検業務共通事項

(10) 植栽・緑地定期点検及び保守業務

(11) 庁舎等清掃業務

II. 共通仕様

1. 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- 業務計画書【共仕第1編1.2.1】 (作業着手前まで)
- 緊急時連絡表 (作業着手前まで)
- ※ 作業計画書【共仕第1編1.2.2】 (協議のうえ業務開始後速やかに)
- 防災対応表【共仕第1編1.1.11】 (協議のうえ業務開始後速やかに)

2. 業務資料【共仕第1編1.2.3】

業務の実施に先立ち、次の関係資料を閲覧可能とする。

(1) 諸官庁提出書類控え

- 官公署届出書類一覧表

(2) 点検・検査記録簿関連

- エネルギー消費記録
- 空気環境測定記録
- 消防設備点検結果報告書
- 検針記録
- 定期自主検査記録
- 昇降機定期検査記録
- 事故・修繕・更新記録
- 建築設備定期検査記録
- ばいじん濃度測定記録

(3) 図書類

- 完成図
- 機器完成図
- 試験成績書

(4) その他

- 取扱説明書
- 保全に関する資料

(5) 管理資料

- 備品・予備品

3. 業務の記録【共仕第1編1.2.4】

次の管理用記録書類を整備し、常時閲覧が可能ないように保管を行い、業務終了後に提出する。

- メンテナンス用台帳類
- 計画・報告書類
- 作業日誌類
- 事故・修繕・打合せ記録等
- 運転記録簿
- 計測記録簿

- 点検記録簿

4. 業務の報告【共仕第1編1.4.6】

報告書等による報告期限(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)

日常点検業務 翌日9時30分まで(翌日が休日の場合、休日明け)

定期点検業務 翌月の1日まで(翌日が休日の場合、休日明け)

又は、別に定める業務期間の終了後速やかに提出する。

5. 業務責任者【共仕第1編1.3.2】

(1) 業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 生年月日 ※ 業務経歴書

※ 業務に関する資格者証(写) ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

(2) 業務責任者は、次の実務経験を有する者を配置する。

- 建築設備管理業務の実務経験10年以上程度

(3) 業務責任者は、業務実施期間中現場に常駐する。

6. 業務担当者【共仕第1編1.4.1】

(1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって施設管理担当者に提出する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

※ 氏名 ※ 生年月日 ※ 業務経歴書

※ 業務に関する資格者証(写) ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

(2) 業務担当者は、次の実務経験を有する者を配置する。

- 業務担当者は、その作業の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

- 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。

7. 法定資格者の選任

(1) 業務実施に必要な次の法定資格者を選任し、必要な業務を行う。

(2) 下記の有資格者に法的な業務の責任者として選任し届出を行う。

- 第3種電気主任技術者
- 1級ボイラー技士
- 乙種4類危険物取扱者

- エネルギー管理員講習修了者

- 昇降機検査資格者(建築基準法・官公法で規定される昇降機の点検が可)

(3) 業務の実施に先立ち、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知する。

※ 氏名 ※ 生年月日 ※ 業務経歴書

※ 業務に関する資格者証(写)

8. 廃棄物の処理等【共仕第1編1.5.1】

(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として、受注者負担とする。ただし、次の発生材は除く。

- ランプ類
- オイル類

(2) 収集した廃棄物の集積場所は、施設管理担当者が指定する構内指定場所とする。

9. 建物内施設等の利用【共仕第1編2.1.1】

当該業務を実施するため、次に示す居室等を利用することができる。

- 休憩室
- 仮眠室
-
-

10. 駐車場の利用【共仕第1編2.1.3】

施設内の駐車場の利用は次による。

- 利用できる(台分)
- 利用できない(ただし、作業上止むを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による。)

III. 特記仕様

1. 受注者の負担の範囲【共仕第1編1.1.3】

受注者の負担の範囲は、次による。

- 点検に必要な工具、計測機器等 (機器に付属しているものを除く)
- 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等
- 文具等の事務消耗品、コピー代
- 緊急時を除く、業務の実施に必要な外線電話等の設置及び使用にかかる費用

IV. 財務省税関研修所ほか建築設備運転監視及び日常点検保守業務

1. 業務内容

本施設各所に設置されている次の建築設備の機能を常に最高の状態に保ち、日常の使用に支障のないよう管理、運転に関する全ての業務を行うものである。

2. 業務の対象設備

(1) 本館

設備区分	機 器 名	数 量
機械設備 空調和設備	・冷温水発生機	2基
	・冷却塔	2基
	・ユニット形空調機	15台
	・空気清浄装置	16台
	・ファンコイルユニット	353台
	・冷温水ポンプ	8台
	・冷却水ポンプ	2台
	・送風機	31台
	・全熱交換器	194台
	・ルームエアコン	13台
	・地下オイルタンク	1基
	・空調・衛生用中央監視装置	1式
	・上記用配管、ダクト類	1式
衛生設備	・受水槽	4基
	・高置水槽	2基
	・揚水ポンプ	2台
	・蒸気ボイラー	2基
	・貯湯槽	3基
	・全自動濾過装置	3組
	・循環ポンプ・排水ポンプ他	1式
	・便所(大・小便器、洗面器等)	1式
	・上記用配管類	1式
・標記以外の機械設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	1式	
電気設備	・高圧受変電設備(電圧:6.6KV 設備容量:1000KVA)	1式
	・太陽光発電設備(低圧連係 30KW)	1組
	・非常用発電設備	1組
	・直流電源装置	1組
	・DC/ACコンバーター装置	1組
	・電灯・コンセント設備	1式
	・動力設備等	1式
	・構内外灯設備	1式
	・構内配電線路	1式
	・電気・防災用中央監視装置	1式
	・標記以外の電気設備で日常の使用において、運転・監視が必要な設備	1式

2) 別館

設備区分	機器名	数量	
機械設備 空調設備	・冷水発生機	1基	
	・冷却塔	1基	
	・ターミナル空調機	1台	
	・ファンコイルユニット	96台	
	・冷水ポンプ	1台	
	・冷却水ポンプ	1台	
	・送風機	3台	
	・全熱交換器	91台	
	・パッケージエアコン	3台	
	・上記用配管、ダクト類	1式	
	衛生設備	・真空式温水発生機	1基
		・貯湯槽	1基
		・揚水ポンプ	2台
・受水槽		1基	
・高置水槽		1基	
・循環・排水ポンプ等		1式	
・便所（大・小便器、洗面器等）		1式	
・上記用配管類		1式	
・上記用配管類		1式	
・上記用配管類		1式	
・上記用配管類		1式	
電気設備	・高圧受変電設備（電圧：6.6KV 設備容量：400KVA）	1式	
	・非常用発電設備	1組	
	・直流電源装置	1組	
	・電灯・コンセント設備	1式	
	・動力設備等	1式	
	・構内外灯設備	1式	
	・構内配電線路	1式	
	・構内配電線路	1式	
	・構内配電線路	1式	
	・構内配電線路	1式	

3) 関税中央分析所

設備区分	機器名	数量
機械設備 空調設備	(事務棟)	
	・冷水発生機	1基
	・冷却塔	1基
	・冷水ポンプ	1台
	・冷却水ポンプ	1台
	・コンパクト空調機	5台
	・ファンコイルユニット	42台
	・パッケージエアコン	6台
	・マルチ型パッケージエアコン	1組
	・送風機	39台
	・全熱交換器	16台
	・研究棟設置分含む	
	・機械設備・電気設備・防災用中央監視装置・上記用配管、ダクト類	1式
		1式
		1式
		1式

設備区分	機器名	数量
	(研究棟)	
	・パッケージエアコン	9台
	・マルチ型パッケージエアコン	33組
	・クリーンルーム用パッケージエアコン	1台
	・上記用配管、ダクト類	1式
衛生設備	(事務棟)	
	・貯湯式電気温水器	1式
	・便所（大・小便器、洗面器等）	1式
	・上記用配管類	1式
	(研究棟)	
	・受水槽	1基
	・加圧給水ポンプユニット（飲料水用）	1台
	・加圧給水ポンプユニット（実験純水用）	1台
	・瞬間湯沸器（4連マルチ型）	1組
	・給湯用循環ポンプ	1式
	・便所（大・小便器、洗面器等）	1式
	・上記用配管類	1式
	・上記用配管類	1式
	・上記用配管類	1式
	・上記用配管類	1式
電気設備	(事務棟)	
	・直流電源装置	1組
	(研究棟)	
	・高圧受変電設備（電圧：6.6KV 設備容量：975KVA）	1式
	・直流電源装置	1組
	・電灯・コンセント設備	1式
	・動力設備等	1式
	・構内外灯設備	1式
	・構内配電線路	1式
	・構内配電線路	1式
・上記用配管類	1式	

※機器の詳細な仕様は別紙機器表による。

3. 業務の方法

業務の方法は次の区分による。

(1) 機械設備運転・監視業務

- 業務対象の設備が日常の使用に支障のないよう、機器の始動、切替、停止及びこれに付随する作業、並びに正常運転の維持と、異常を発見することを目的として、主として視覚、聴覚、嗅覚、触覚等により監視装置等を、巡回等によって実施する管理、運転、監視を行う。
また、対象設備等の機能を維持するため測定器具等による測定、点検調整及び清掃等の作業を行う。
- 受注者は、日常巡回点検・定期巡回点検等により、機械等の正常運転を維持し、異常があった場合は早期に発見し事故防止に努める。
- 簡単な機器の修理及び部品の取替等を行う。
- 受注者は、日常運転業務日誌、日常巡回点検、定期巡回点検の測定及び記録をする。また、ガス・水・油等光熱水の使用状況を日常記録し月毎に取りまとめる。
- 受注者は、消防法で定める危険物設備の点検、計測、警報設備等の動作確認を行い、記録する。
- 受注者は、給水（本館：2カ所、別館：2カ所、中分：1カ所）の残留塩素を毎日測定し記録する。
- 受注者は、給湯（本館：2カ所、別館：1カ所）施設管理担当者の指定する1箇所の残留塩素を7日に1回測定し記録する。

- 8) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」その他関係諸法令により、業務の性質上当然実施すべきものを行う。
- 9) 受注者は、施設内に設置されている浴室用ろ過装置について、定期的に薬液の補充を行う。
- 10) 受注者は、施設内に設置されているプール用ろ過装置について、定期的に薬液の補充を行う。
※上記業務はプール利用期間中(7~9月)のみとする。
- 11) 受注者は、日常運転業務日誌、日常巡回点検、定期巡回点検の測定及び記録、その他必要事項を記載し、その翌日、午前9時30分までに施設等管理職員に提出する。
- 12) 受注者は、従事者の勤務予定表(1月分)を当該月の5日前までに施設管理担当者に提出する。
- 13) 火災、断水その他災害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、施設管理担当者に連絡する。また、勤務時間外に災害等発生し、施設管理担当者等から緊急連絡を受けた場合は、必要な処置を講ずることとする。
- 14) 外注の機器定期整備の際は、施設管理担当者の補助者として立会を行い、連絡調整をする。

(2) 電気設備運転・監視業務

- 1) 受注者は、日常巡回点検・定期巡回点検等により、電気工作物の正常運転を維持し、異常があった場合は早期に発見し事故防止に努める。また、軽微な故障の修理を行う。
- 2) 受注者は、日常運転業務日誌、日常巡回点検、定期巡回点検の測定及び記録を行う。
業務日誌は、その翌日、午前9時30分までに施設等管理担当者に提出する。
- 3) 受注者は、電気の使用状況等を日常記録し月毎に取りまとめる。
- 4) 停電その他災害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、施設管理担当者に連絡する。
また、勤務時間外に災害等発生し、施設管理担当者等から緊急連絡を受けた場合は、必要な処置を講ずることとする。
- 5) 外注の機器定期整備の際は、施設管理担当者の補助者として立会を行う。また、関係者への連絡調整を行う。
- 6) 外注の機器定期整備の際は、施設管理担当者の補助者として立会を行う。また関係者への連絡調整を行う。

(3) 設備遠方監視業務

- 1) 本業務は、財務省税関研修所(本館・別館)及び関税中央分析所中央監視装置に接続されている全ての機器について、構外のサービスセンターにより運転状態等の遠方監視を行うもので、機器の異常が発見された場合には、速やかに現場常駐員と連絡を取るとともに応急処置を行う。
- 2) 本業務は、契約期間中において機器の故障・異常等による警報発生時に現場常駐員が不在の場合(時間外)、又は常駐者にて処置できない場合は、サービスセンターより技術員を派遣し、速やかに(30分程度)現場に向かうとともに、機器の故障等の応急処置にあたる。
- 3) 本業務を行うにあたり、前文の業務に必要な機器の改造及び通信網の整備等は、施設管理担当者の承諾を得た後に行うとともに、これらに係る費用は、全て受注者の負担とする。
- 4) 現在の遠方監視システムは、財務省税関研修所(本館)及び関税中央分析所に設置されている中央監視装置と構外にある広域集中遠方監視システムを公衆回線を使用して接続しており、株式会社山武が開発運用しているシステムである。本業務においては、本システムを利用または、受注者の独自システムによるものとし、変更に必要な経費は、全て受注者の負担とする。
なお、施設側(公衆VPN)からサービスセンターへの接続に必要な通信費は発注者の負担とする。

4. 従事者の勤務時間及び資格等

- (1) 従事者の勤務時間は下記のとおりとする。

勤務日	勤務時間Ⅰ	勤務時間Ⅱ	勤務時間Ⅲ
平日	08:30~17:00 常駐人員2名以上	14:00~22:30 常駐人員2名以上	08:30~12:30 常駐人員1名以上
休日		14:00~22:30 常駐人員2名以上	

- (2) 施設管理担当者は、受注者に対し必要に応じて、勤務時間の延長及び休日の勤務を求めることができる。
なお、その場合の費用負担は別途とする。
- (3) 休日は、土曜日、日曜日及び祝日法にいう休日及び施設管理担当者の指定する日(原則として12/29~1/3)とする。
- (4) 従事者の資格は次のとおり
 - 1) 責任者は1級ボイラー技士、乙種危険物取扱者(第四類)の資格を2以上有すること。また、ボイラー取扱責任者は、厚生労働省に対する責任者とする。
 - 2) その他従事者は、2級ボイラー技士、乙種危険物取扱者(第四類)の資格を2以上有すること。
 - 3) 従事者全員で上記1)2)に記載された資格の他に、第二種電気工事士の資格を有すること。
- (5) 受注者は、あらかじめ従事者を定め、従事者名簿(業務経歴添付)を施設管理担当者に提出する。なお、従事者はみだりに交代させてはならない。

V. 機械設備保守業務

1. 点検整備業務概要

本施設に設置されている冷暖房設備及び給排水設備等が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行う。

2. 冷暖房設備等点検整備

(1) 業務仕様

- 点検整備の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 点検整備の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。
- 点検整備は施設管理担当者の指定する日（冷房設備は5月下旬、暖房設備は11月上旬とし、詳細な日程は施設管理担当者との協議による）より冷暖房設備が稼働できるように行う。
ただし、冷暖房設備の稼働後でなければ点検整備ができないものは、冷暖房設備の稼働後とする。

(2) 凡例

- イン＝シーズンイン点検の点検項目
- オン＝シーズンオン点検の点検項目
- オフ＝シーズンオフ点検の点検項目
- 年＝点検周期年1回と表示された点検項目
- 6月＝点検周期6月1回、又は年2回と表示された点検項目
- 3月＝点検周期3月1回と表示された点検項目
- 月＝点検周期月1回と表示された点検項目
- 冷1回＝冷房設備点検時に、点検項目又は特記事項の点検を1回行う。
- 暖1回＝暖房設備点検時に、点検項目又は特記事項の点検を1回行う。

(3) 業務実施時期

- 冷房設備点検整備 4月1日～10月15日
- 暖房設備点検整備 10月16日～1月30日

(4) 吸収冷水発生機・・・本館2基、別館1基、関税中央分析所1基

- イン・オン・オフ＝冷・暖各1回
- 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
冷却水系 チューブ洗浄	凝縮器及び吸収器のチューブ内をブラシ洗浄し、腐食・損傷の状態を点検する。 水室を開放後清掃を行い、錆等の腐食をケレンした後、蓋内面に防錆塗装を施す。 蓋の取付ボルトを組付けた後塗装を行う。	本館 (RB-1・RB-2) 別館 (RH-1)
	凝縮器及び吸収器のチューブ内を中性系の薬剤にて洗浄する。	関税中央分析所 (RH-1)
制御盤等	盤内外を清掃し電気部品の損傷の有無を点検する。 500Vメガーを使用して操作回路・主回路の絶縁抵抗測定を行う。 電磁接触器の接触子の損傷・過熱の有無があるか確認する。 電磁接触器・継電器を入・切して接触状態を確認する。	

点検箇所	点検事項	備考
保護回路	保護回路が正常に動作することを確認する。	2E、3E によるトリップ試験

(5) 冷却塔・・・本館2基、別館1基、関税中央分析所1基

- イン・オン・オフ＝冷1回
- 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
通風装置 (駆動部)	送風機の駆動装置の芯出し及びブリーの水平点検調整を行う。 電動機の電流値、絶縁抵抗測定を行う。 キャリオーバーの有無を確認する。 ファンの刻印等を基に羽の角度が規定値にセットされているかを点検し、規定値にセットされていない場合は調整する。	水槽内に防錆剤を投入する。 ・本館No.1・・・4ℓ ・本館No.2・・・3ℓ ・別館・・・2ℓ ・中分・・・1ℓ
制御盤等	冷水発生機制御盤の項参照	
保護回路	保護回路が正常に動作することを確認する。	2E、3E によるトリップ試験
冷却水配管	冷却水配管の水を入れ替える。(発生機～冷却塔の機器間全て) 有機系殺菌剤による薬品洗浄を冷房開始前に行う。 各系統ごとの保有水量は右記のとおり。	全台数実施する。 本館 CT-1系統：約18.1m ³ CT-2系統：約13.0m ³ 別館 CT-1系統：約2.7m ³ 中分 CT-1系統：約2.6m ³

(6) 空調用ポンプ・・・本館10台、別館2台、関税中央分析所2台

- 冷水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 冷却水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷1回、月＝冷1回
- 下記の特記事項＝冷・暖各1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	本体及び軸受部分の異音、異常振動の有無及び温度上昇の状態を点検する。 ポンプ・電動機の芯出しが正常であるか点検し、芯ずれのときは調整する。	
潤滑油	潤滑油の量・汚れを状態を点検する。 油量不足の場合は補充し、汚れの場合は交換する。	
制御盤等	冷水発生機制御盤の項参照	
作動試験	制御回路にてシーケンステスト実施。 保護回路が正常に作動することを確認する。	

- (7) 空調機・・・本館＝ユニット式15台、別館＝ターミナル式1台・ヒートポンプ式1台・3台、
 関税中央分析所＝ユニット式15台・マルチユニット式34式・コンパ外5台・クリンルーム用ユニット1台
- 1) イン＝冷1回、オン＝暖1回（温度制御機器＝冷1回、湿度制御機器＝暖1回）
 - 2) 下記の特記事項＝冷・暖各1回

点検箇所	点検事項	備考
送風機及び電動機	運転電流値・電圧値を点検する。 給油できる構造の軸受けには給油する。 軸、羽根車、軸受け、プーリーにゆるみがないか点検する。 ベルトの摩耗・損傷・張りを点検し調整する。	
ダンパー	ダンパーの作動の状態及び腐食、損傷、摩耗の有無を点検し、作動不良のある場合は調整する。 作動の良否及び損傷・異音・振動の有無を点検する。回転軸、ウォームギヤに潤滑油を補給する。 操作器等が付いたものは作動位置、範囲等の状態を点検する。	
コイル	コイル主管・ヘッド等からの漏水の有無を点検する。 フィンの汚れ・目詰まり・腐食状態を点検する。	
ドレンパン	ドレンパンを清掃し、排水の詰まり・腐食等の有無を点検する。	
弁類	弁の作動の良否を点検する。 ストレーナを開放し、配管内の不純物粒子を完全に除去する。	
電気・電子式調節器及び温湿度制御機器	柔らかい刷毛等で清掃する。 取付部・端子等のねじ部分のゆるみを点検し、ゆるみがある場合は増締めを行う。 内部リレー接点、ポテンションメータの磨耗・汚れの有無及び作動の良否を点検し汚れがある場合は清掃する。 内部機械的可動部分の損傷・変形の有無及び作動の良否を点検する。 供給電圧を電圧計を用いて確認する。 比例帯、デファレンシャル、オーソリティ設定点が適正な値になっていることを確認する。 アスマン乾湿球温度計を用いて温度を実測し、設定目盛が正しいことを確認する。 検出器・操作部と組合わせて総合作動試験を行う。	
防振装置	防振材の変形・劣化の状態を点検する。 接続キャンパスの損傷の有無を点検する。	
加湿器	加湿状態を点検し、エレメントに詰まりのある場合は清掃する。	
制御盤等	冷水発生機制御盤の項参照	

- (8) 空気清浄装置・・・本館16台
- 1) 6月＝冷・暖各1回
 - 2) 下記の特記事項＝冷・暖各1回

点検箇所	点検事項	備考
電気集塵機	電気集塵ユニットを取出し、洗浄を行う。 洗浄後は十分に乾燥させた後、全台数取付ける。	電気集塵ユニット 総数 34個
巻取装置	駆動部分を清掃し、損傷、錆の有無および作動の良否を点検する。	
タイマー機構	フィルターの汚損状況により、巻取り量の調整を行う。	

- (9) 給排気用送風機・・・本館31台、別館3台、関税中央分析所51台
- 1) 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
 - 2) 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
送風機及び電動機	運転電流値・電圧値を点検する。 給油できる構造の軸受けには給油する。 ボルトのゆるみ、脱落、プーリーにゆるみがないか点検し、ゆるみがある場合は増締めを行う。 軸、羽根車、軸受け、プーリーにゆるみがないか点検する。 電動機の絶縁抵抗測定を行う。	
ダンパー	ダンパーの作動状態及び腐食、損傷、磨耗の有無を点検し、作動不良がある場合は調整する。	

- (10) ファンコイルユニット・・・本館353台、別館96台、関税中央分析所42台
 庁舎内に設置されているファンコイルユニットについて冷房開始前の機器及び各配管の点検調整・清掃を行い設備の機能保持を図る。
- 1) 年＝冷1回
 - 2) 下記の特記事項＝冷1回

点検箇所	点検事項	備考
外観	本体ケーシング及び内部の清掃実施。	
コイル	エア抜きを行う。また調整弁にて冷水の流量を調整する。	
ドレンパン等	ドレン管及びストレーナを分解して洗剤で洗浄する。ファンコイルユニット全数に、防錆剤混合水（防錆剤濃度300 cc/ m ³ ）を投入する。この際アルミフィン・ドレン受皿等の付着物を除去する。	
温度測定	ファンコイルユニット吸込口・吹出口、各部屋の室温、OA吹出口、外気測定を行う。	
その他	ファンコイルユニットに、防錆剤を投入することにより漏水が発生した場合は、監督職員に報告するとともに応急処置を行う。	

(11) ルームエアコン（パッケージ空調機適用）、全熱交換器

- 1) ルームエアコン・・・本館13台
 ① イン=冷1回、オン=暖1回
 ② 下記の特記事項=冷1回、暖1回
 2) 全熱交換器・・・本館194台、別館91台、関税中央分析所49台
 ① 年・6月・月=冷1回
 ② 下記の特記事項=冷1回

点検箇所	点検事項	備考
外観	ケーシング表面を洗剤にて清掃し及び内部を掃除機等にて清掃する。	
電動機	電動機の絶縁抵抗測定を行う。	
コンプレッサー	コンプレッサーの異音・異常振動の有無を点検する。	エアコンのみ
フィルター	プレフィルターの清掃を行う。	全台数

(12) 膨張水槽・・・本館3基（開放型（空調用）×1基・密閉型（給湯用）×2基）
 別館2基（密閉型（空調・給湯用各1基））
 関税中央分析所2基（開放型（空調用）×1基・密閉型（給湯用）×1基）
 還水槽・・・本館1基

- 1) 年=冷1回
 2) 下記の特記事項=冷1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	水槽・架台の損傷の有無、発錆の有無を点検する。 水槽内部の水を排水し、点検口を開放して内部の付着物・堆積物についてその箇所・量を点検する。 本体内部を清掃し損傷の有無、錆の状態を点検する。	水槽内に防錆剤各3ℓを投入する。 (空調用のみ)
水槽廻り配管	水槽廻りの配管・弁等からの漏れの有無を確認する。 バルブ等の機能点検を行う。	
電極棒	満減水警報の発報表示を確認する。	

(13) 計装設備・・・別館

- 1) 年=冷1回
 2) 下記の特記事項=冷1回

点検箇所	点検事項	備考
制御盤外観	ウエス・刷毛などで盤内外を清掃し、機器の取付状態、各ユニットの組み立て状態を点検する。 端子のネジの緩みの有無を点検し、緩みがある場合は増締めをする。 制御電源一次・二次電圧等を測定し、規定の電圧であることを確認する。 リレー・補助リレー部の良否を点検する。	
動作警報	監視盤から遠方操作により現場と遠方の状態表示等の確認を行う。 警報回路チェック（警報・表示共）	
検出器等	基準校正及び正常作動の確認を行う。 電氣的に模擬入力を行い機器の動作を確認する。 センサー・スイッチの清掃及び動作確認を行う。	

(14) 中央監視装置・・・本館、中分 自動制御機器・・・本館、中分

- 1) 年=冷1回（温度測定・校正=冷1回、湿度測定・校正=暖1回）6月=冷1回
 2) 下記の特記事項=冷1回

点検箇所	点検事項	備考
温・湿度検出器	アナログポイントの確認を行う。 温湿度測定、指示値校正を行う。 (空調機・熱源機器計測用他)	
監視装置・盤外観	ウエス、刷毛等で盤内外を清掃し機器の取付状態各ユニットの組立て状態を点検する。 端子類のねじのゆるみの有無を点検し、ゆるみがある場合、増し締めを行う。 制御電源一次・二次電圧等を測定し、規定の電圧であることを確認する。 リレー・補助リレー部の良否を点検する。	
動作・警報	監視盤から遠方操作により現場と遠方の状態表示等の確認を行う。 警報回路チェック（警報・表示共）	

(15) オイルタンク（地下式）・・・・・・本館1基

- 1) 年（漏洩点検）・月＝暖1回
- 2) 下記の特記事項＝暖1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
本体	マンホール内部の配管・バルブ等より油もれの有無を点検し、内部清掃を行う。 また、給油口、通気口の配管・ソケット等に変形亀裂、変色等の有無についても点検する。	
油漏れ	タンク本体及び配管について漏洩点検を行う。 また検知管より試薬にて漏油及び水溜まりの有無を点検し、水が溜まっている場合は排水ポンプにて排水する。 なお、この点検は消防法に基づいて行い、点検表を提出する。	漏洩点検は加圧法等にて行う。
水分	ドレン管にホース等を底部まで挿入し、ポンプで油を吸上げ、水分の有無を点検し水分がある場合は排水する。	
スラッジ	計量口より計量尺棒を底部まで挿入し、その触感によりスラッジの堆積の有無を点検する。	

(16) ボイラー・真空式温水発生機・・・・・・本館2基、別館2基

- 1) 鑄鉄製ボイラー 年（性能点検）＝暖1回、月＝暖1回
- 2) 真空式温水発生機 6月＝冷・暖各1回
- 3) 下記の特記事項＝暖1回、月＝暖1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
水側	マンホール及び検査穴を開放のうえ内部の清掃、蓋板の内側及びガスケットの当り面を清掃する。	
水温水高計	サーモスタットのカバーを外し、端子の増締め及び清掃を行い動作に異常が無い点検する。	
制御機器等	コントロールモータ・電磁弁・調整弁・差圧弁等の漏れ、破損等の有無（制御機器等）を点検する。 駆動部分のセット位置の良否及びゆるみの有無を点検し、円滑に作動しない場合は調整する。	
燃料配管系	配管系からの漏れの有無を点検する。 電磁弁・調整弁の動作を点検する。また異常の発生の有無を点検する。 ストレーナーを開放し内部の不純物を除去する。	
通風装置	電動機・ファン等に異音、過熱がないか点検し、絶縁抵抗測定を行う。	

点検箇所	点 検 事 項	備 考
自動制御盤	制御盤の配線接続端子のゆるみの有無、配線損傷の有無を点検する。ゆるみがある場合は増締めを行う。電気系統部品、端子等を刷毛、ウエス等で清掃する タイマ・リレー・スイッチ等の損傷・劣化・動作状態を点検する。 各負荷の絶縁抵抗測定を実施し、運転中の電流測定を行う。 シーケンステストを行い、制御動作が規定どおり進むことを確認する。	
煤煙濃度計	投受光器のフィルター、ガラス、レンズ等の損傷汚れの有無を点検し、汚れがある場合は清掃する。 受光センサーに光点が合っているか、指示計の零点指示、警報指示位置の良否を点検し、不具合がある場合は調整する。	
総合調整	各機器の正常動作確認後、燃焼シーケンスに基づいてプレバジ等の運転制御動作のタイミングを確認する。 低負荷、高負荷時の各機器の動作値を測定し、燃料風量・バーナの微調整を行い、最良の燃焼状態とする。	各機器動作表タイムチャート作成。 不着火・感振器を動作、水位遮断等テスト

(17) 貯湯槽・・・・・・本館3基、別館1基

- 1) 年（性能点検）＝暖1回、月＝暖1回（別館1基は月＝暖1回のみ）
- 2) 下記の特記事項＝暖1回、月＝暖1回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
本体	外部の損傷、錆の有無を点検する。 本体内部を清掃し、損傷の有無、錆の状態を点検する。	
圧力計	給湯ボイラーによる。	
温度計	適正な温度で指針するか点検する。	

(18) 衛生用ポンプ・・・・・・本館20台、別館6台、関税中央分析所4台

- 1) 揚水・給水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 2) 加圧給水ポンプユニット 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 3) 温水循環・給湯用循環ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 4) ボイラー給水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 5) 真空給水ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 6) 噴水用ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 7) 排水ポンプ・乾式水中ポンプ 年＝冷1回、6月＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回
- 8) 下記の特記事項＝冷・暖各1回、月＝冷・暖各1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	本体及び軸受部分の異音、異常振動の有無及び温度上昇の状態を点検する。	
潤滑油	注油を必要とするポンプにおいて、油量不足の場合は補充し、汚れの場合は交換する	
制御盤等	冷温水発生機制御盤の項参照	

(19) 湯沸器・・・本館13台、別館5台、関税中央分析所9台(マルチ型(4台連結)を含む)

給湯用温度調節ユニット・・・別館1組

- 1) ガス・電気湯沸器 年・6月・月＝暖1回
- 2) 給湯用温度調節ユニット 年・月＝暖1回
- 3) 下記の特記事項＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
本体	本体内、外面の清掃を行う	

(20) 蒸気制御機器・・・本館

- 1) 年＝暖1回
- 2) 下記の特記事項＝暖1回

点検箇所	点検事項	備考
温調弁	分解清掃を行い、損傷の有無を確認する。 付着したゴミ等の汚れを水洗いする。 前後に取り付けられた圧力計により、作動状態が 本体の損傷の有無を点検する。 ストレーナを開放し、内部の付着物、腐食、浸食及びメッシュの詰まりの状態を点検し、ブラシ等で清掃する。 組立後は正常に各機器が作動することを確認する。	
トラップ装置	本体を分解し、内部に付着したゴミ等の汚れを水洗いする。 本体、フロート等に損傷がないか確認する。 ストレーナを開放し、内部の付着物、腐食、浸食及びメッシュの詰まりの状態を点検し、ブラシ等で清掃する。 組立後は正常に各機器が作動することを確認する	

(21) 各室内の新鮮空気吹出口の風量調整等(調整箇所一覧表)

1) 6月＝冷・暖各1回

① 本館

	事務棟	管理棟	研修棟	寄宿舎棟	講堂ほか	別館	合計
吹出口数量	93	89	325	63	64	3	634個

② 別館

	1階						合計
吹出口数量	3	-	-	-	-	-	3個

③ 関税中央分析所

	事務棟	研究棟					合計
吹出口数量	65	61	-	-	-	-	126個

※ 吹出口の風量及びファンコイルユニット等の温度をもとに、各冷暖房設備の総合調整を行う。

(22) 性能検査

- 1) ボイラー及び圧力容器点検整備終了後は、労働安全衛生法第41条2項の規定で指定する、登録性能検査機関の性能検査を受け、性能検査結果報告書を提出する。また、これに係る一切の手続きを行い、料金は全て請負者の負担とする。
- 2) 性能検査を必要とする設備一覧表

検査証番号	種類	伝熱面積等	有効期間
101号	第一種圧力容器	3.7 m ²	平成22年1月19日
102号	"	3.7 m ²	平成22年1月19日
103号	"	3.35 m ²	平成22年1月19日
105号	鑄鉄製ボイラー	8.3 m ²	平成22年1月19日
106号	"	8.3 m ²	平成22年1月19日

3. ファンコイルユニットフィルター洗浄業務

(1) 業務仕様

- 1) 洗浄に際しては、あらかじめ格納してある予備フィルターと交換した後、施設管理担当者立会いの上、数量の確認及び点検を受け、受注者の洗浄施設場所へ搬出し洗浄する。
- 2) 洗浄後は、速やかに庁舎内に搬入し、施設管理担当者の検査を受け、指示した場所に格納する。
- 3) ファンコイルユニットフィルターの交換に際しては、ファンコイルユニット本体のランプの点滅状況の確認を行う。
- 4) 作業は原則平日に行う。なお、執務に支障が生じる部屋または施設管理担当者が指定する部屋は早朝または、休日に行う。

(2) 業務実施時期

- 1) ファンコイルユニットフィルター交換・洗浄 7・1月(計2回)
- 2) 業務対象ファンコイルユニットフィルター・・・・・・・・491枚
- (3)業務対象ファンコイルユニットフィルター枚数

形式	本館	別館	関税中央分析所	合計
FCU-3	110枚	0枚	2枚	112枚
FCU-4	112枚	80枚	0枚	192枚
FCU-6	94枚	8枚	4枚	106枚
FCU-8	37枚	8枚	36枚	81枚
合計	353枚	96枚	42枚	491枚

4. 冷却塔循環水ほか水質検査業務

- (1)業務仕様
指定する冷却塔循環水及び浴室浴槽循環水等を採水し、それぞれの指針及び省令に基づき、水質検査を行う。
- (2)業務実施時期
 - 1) 冷却塔循環水・プール・噴水 8月 (計1回)
 - 2) 浴室浴槽循環水 8月・1月 (計2回)
- (3)冷却塔循環水・プール・噴水検査項目及び検査方法
 - 1) 検査項目：レジオネラ属菌
 - 2) 検査方法：(財)ビル管理教育センター発行「新版レジオネラ症防止指針」に記載されている冷却遠心濃縮法または、ろ過濃縮法のいずれかによる。
 - 3) 仕様書及び共仕第1編一般共通事項並びに、第2編定期点検等及び保守第4章機械設備第7節水質管理に適合するように行う。
 - 4) 本業務の測定記録は、報告書に計量証明書を添付する。
- (4)浴槽循環水検査項目及び検査方法
 - 1) 検査項目：レジオネラ属菌、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌
 - ① 検査方法
 - a. レジオネラ属菌：(4) - 2)による。
 - b. 濁度・過マンガン酸カリウム消費量：「水質基準に関する省令」
 - c. 大腸菌：「下水の水質の検定方法等に関する省令」
- (5)採水箇所
 - 1) 財務省税関研修所(本館)
 - ① 冷却塔循環水1号・2号 (2ヶ所)
 - ② 浴室浴槽循環水 (1ヶ所)
 - ③ プール (1ヶ所)
 - ④ 噴水 (1ヶ所)
 - 2) 財務省税関研修所(別館)
 - ① 冷却塔循環水1号 (1ヶ所)
 - 3) 関税中央分析所
 - ① 冷却塔循環水1号 (1ヶ所)

5. 煤煙等測定業務

- (1)業務仕様
 - 1) 本業務は大気汚染防止法第16条その他該当諸法令に基づき、定期的(年2回)に技術員を派遣し、冷水発生機より排出される煤煙量等(煤塵量、排ガス量、窒素酸化物)の測定を行う。
 - 2) 測定項目及び測定方法は下記のとおり
 - ① 煤塵濃度及び煤塵量(JIS Z 8808に定める分析方法又は同等以上の分析方法)
 - ② 窒素酸化物濃度(JIS K 0104に定める連続分析方法又は同等以上の分析方法)
 - 3) 業務は原則として施設管理担当者等立会いのもと行い、熱源機器の切り替えについては、連絡を密に取り確認のうえ作業を行う。
- (2)業務実施時期
8月・2月(計2回)
- (3)測定対象機器
 - 1) 冷水発生機(本館：RB-1・2) 2台
各機器の詳細な仕様は別紙「冷暖房設備点検整備該当機器」参照。
 - 2) 煙突構造
 - ① 共用煙道(φ900mm) ×1式 測定穴数1個
- (4)測定台数一覧表

測定時期と 使用燃料	冷房シーズン		暖房シーズン	
	ガス	灯油	ガス	灯油
冷水発生機	2台	-	2台	-

6. 貯水槽等清掃業務

- (1)業務仕様
 - 1) 本仕様書及び共仕第1編一般共通事項並びに、第2編定期点検等及び保守第4章第5節給排水設備に適合するように行う。
 - 2) 本業務は執務に支障のないよう休日に行う。
 - 3) 本業務において作業を行う者は、腸管系伝染病の有無について6カ月以内毎に定期検査を受けている者とし、保菌していない証を施設管理担当者に提出し承認を得る。また、その後罹患した者及びそのおそれのある者は、就業させない。
 - 4) 槽内ボールタップ及び金属類において錆の発生している部分は、ブラシ等を用い錆を除去する。
 - 5) 清掃作業終了後、配管内に空気溜まり及び末端蛇口に赤水が残ることのないように排水処理を行う。
 - 6) 水槽内への水張り終了後、給水栓及び水槽内における水について、水質検査(簡易10項目)及び残留塩素の測定を行う。なお、測定場所は下記のとおりとする。
 - ① 本館 事務棟1階給湯室水栓
 - ② 別館 1階給湯室水栓
 - ③ 関税中央分析所 事務棟3階食堂水栓
- (2)業務実施時期
3月(計1回)
ただし、本館プール用受水槽のみ6月(計1回)

(3) 清掃及び点検業務対象

1) 受水槽・高置水槽

① 本館

a. 受水槽	56.25m ³ (4.5×5.0×2.5H)	有効容量：50.0m ³	×2基
b. プール用受水槽	2.25m ³ (1.5×1.0×1.5H)	有効容量：2.0m ³	×1基
c. グランド散水用受水槽	35.0 m ³ (3.5×4.0×2.5H)	有効容量：30.0m ³	×1基
d. 高置水槽	22.5 m ³ (3.0×3.0×2.5H)	有効容量：20.0m ³	×2基

② 別館

a. 受水槽	18.0 m ³ (3.0×3.0×2.0H (中仕切り付き))	有効容量：15.0m ³	×1基
b. 高置水槽	6.0 m ³ (2.0×3.0×1.0H (中仕切り付き))	有効容量：3.6m ³	×1基

③ 関税中央分析所

a. 受水槽	10.0 m ³ (2.0×2.5×2.0H (中仕切り付き))	有効容量：8.0m ³	×1基
--------	---	------------------------	-----

7. 飲料水水質検査業務

(1) 業務仕様

- 1) 本仕様書及び共仕第1編一般共通事項並びに、第2編定期点検等及び保守第4章機械設備第7節水質管理に適合するように行う。
- 2) 本業務の測定記録は、報告書に計量証明書を添付する。

(2) 業務実施時期

6月・12月 (計2回)

(3) 採水場所

- 1) 本館 管理棟2階食堂厨房内給水栓
- 2) 本館 管理棟2階食堂厨房内給湯栓

(4) 測定項目

1) 6月 各1回

- ① 省略不可項目
- ② 重金属
- ③ 蒸発残留物
- ④ 消毒副生成物

2) 12月 各1回

- ① 省略不可項目
- ② 重金属 (6月に合格であれば不要)
- ③ 蒸発残留物 (6月に合格であれば不要)

※ ②・③にかかる経費については別途とする。

8. 機械設備点検整備該当機器

(1) 下記の機器について点検保守業務を行う。

1) 本館 冷暖房設備

	機器名	仕様	数量
1	吸収冷温水機 (RB-1)	型式：HAU-BGU280Vト 冷房能力：860Kw 暖房能力：952Kw 燃料：ガス・灯油(切替専燃形) 電源：3φ 200V 50Hz 17.1KVA 製造業者：(株)日立空調システム	計 2基 (1)
	(RB-2)	型式：ΣTBG-150FN5C 冷房能力：516KW 暖房能力：571KW 燃料：ガス 電源：3φ 200V 50Hz 7.4KVA 製造業者：川重冷熱工業(株)	(1)
2	冷却塔 (CT-1)	型式：SKB-253GS 冷却能力：1,616Kw 冷却水量：4,210 ℓ/min 電動機：3φ 200V 50Hz 3.7KW×2 製造業者：空研工業(株)	計 2基 (1)
	(CT-2)	型式：SKB-152GN 冷却能力：971KW 冷却水量：2,530 ℓ/min 電動機：3φ 200V 50Hz 3.7KW 製造業者：空研工業(株)	(1)
3	冷温水ポンプ (PCH-1)	型式：GEM-1255BG-4M15 揚程：17 m 循環水量：2,730 ℓ/min 電動機：3φ 200V 50Hz 15KW 製造業者：(株)川本製作所(以下同じ。)	計 8台 (1)
	(PCH-2)	型式：GEL-1005G-4M7.5 揚程：16 m 循環水量：1,640 ℓ/min 電動機：3φ 200V 50Hz 7.5KW	(1)

	機器名	仕 様	数 量
	(PCH-3) (PCH-4) (PCH-5)	型 式 : GEM-125×1005G-4M18 揚 程 : 40 m 循環水量 : 1,120 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 18.5KW	(3)
	(PCH-6) (PCH-7)	型 式 : GEL-65×505G-4MN3.7 揚 程 : 20 m 循環水量 : 500 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(2)
	(PCH-8)	型 式 : GEL-65×505G-4M3.7 揚 程 : 20 m 循環水量 : 560 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200 V 50Hz 3.7Kw	(1)
4	冷却水ポンプ (PCD-1)	型 式 : GEM-1505G-4M22 揚 程 : 20 m 水 量 : 4,300 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 22.0KW 製造業者 : ㈱川本製作所 (以下同じ。)	計 2台 (1)
	(PCD-2)	型 式 : GEM-1255BG-4M15 揚 程 : 20 m 水 量 : 2,580 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200 V 50Hz 15.0Kw	(1)
5	ユニット形空調機 (ACU-1) 研修棟	型 式 : DH-15 加熱能力 : 67,500 Kcal/h (78.5KW) 風 量 : 12,500 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : 新晃工業㈱ (以下同じ。)	計 15台 (1)
	(ACU-2) 研修棟	型 式 : DH-12 加熱能力 : 53,300 Kcal/h (61.9KW) 風 量 : 10,300 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)
	(ACU-3) 研修棟	型 式 : DH-8 加熱能力 : 71,600 Kcal/h (83.2KW) 風 量 : 6,480 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
	(ACU-4) 研修棟	型 式 : DH-8 加熱能力 : 48,200 Kcal/h (56.0KW) 風 量 : 6,700 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
	(ACU-5) 研修棟	型 式 : DH-6 加熱能力 : 38,700 Kcal/h (45.0KW) 風 量 : 5,120 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
	(ACU-6) 研修棟	型 式 : DH-4 加熱能力 : 22,800 Kcal/h (26.5KW) 風 量 : 2,720 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5 Kw	(1)
	(ACU-7) 講堂	型 式 : DH-10 加熱能力 : 61,200 Kcal/h (71.0KW) 風 量 : 8,550 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(2)
	(ACU-8) 講堂	型 式 : DV-11 加熱能力 : 121,000 Kcal/h (140KW) 風 量 : 9,190 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200 V 50Hz 5.5Kw	(1)
	(ACU-9) 寄宿舎棟	型 式 : DH-5 加熱能力 : 33,600 Kcal/h (39.0KW) 風 量 : 4,000 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2kw	(1)
	(ACU-10) 管理棟	型 式 : DH-3 加熱能力 : 26,000 Kcal/h (30.2KW) 風 量 : 2,350 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
	(ACU-11) 管理棟	型 式 : DH-7 加熱能力 : 62,100 Kcal/h (72.2KW) 風 量 : 5,620 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
	(ACU-12) 管理棟	型 式 : DH-11 加熱能力 : 104,000 Kcal/h (120KW) 風 量 : 9,100 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)

機器名	仕 様	数 量
(ACU-13) 事務棟	型 式 : DH-8 加熱能力 : 35,300 Kcal/h (41.0KW) 風 量 : 6,720 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
(ACU-14) 事務棟	型 式 : DH-7 加熱能力 : 38,000 Kcal/h (44.1KW) 風 量 : 5,780 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
6 空気清浄装置	計	16台
(AF-1) 研修棟	型 式 : NE-HM-240LTS 風 量 : 12,500 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.24Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×4個 製造業者 : 東洋空調和機 (以下同じ。)	(1)
(AF-2) 研修棟	型 式 : NE-HM-220LTS 風 量 : 10,300 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.23Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×4個	(1)
(AF-3) 研修棟	型 式 : NE-HM-180LTS 風 量 : 6,480 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.18Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-4) 研修棟	型 式 : NE-HM-180RTS 風 量 : 6,700 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.18Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-5) 研修棟	型 式 : NE-HM-160RTS 風 量 : 5,120 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.17Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)

機器名	仕 様	数 量
(AF-6) 研修棟	型 式 : NE-HA-160RTS 風 量 : 2,720 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.16Kw 濾 材 : 非再生式 0.8 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-7) 講堂	型 式 : NHD-160RTS 風 量 : 8,550 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.12Kw 濾 材 : 非再生式 1.0 m × 20 m巻	(1)
(AF-8) 講堂	型 式 : NHD-160LTS 風 量 : 8,550 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.12Kw 濾 材 : 非再生式 1.0 m × 20 m巻	(1)
(AF-1) 寄宿舎棟	型 式 : NE-HA-220LTS 風 量 : 9,190 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.23Kw 濾 材 : 非再生式 0.8 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×4個	(1)
(AF-1) 管理棟	型 式 : NE-HA-160LTS 風 量 : 4,000 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.16Kw 濾 材 : 非再生式 0.8 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-2) 管理棟	型 式 : NE-HM-160LTS 風 量 : 2,350 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.16Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-3) 管理棟	型 式 : NE-HM-160LTS 風 量 : 5,620 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.17Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-4) 管理棟	型 式 : NE-HM-220LTS 風 量 : 9,100 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.23Kw 濾 材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付 属 : 電気集塵ユニット×4個	(1)

機器名	仕様	数量
(AF-1) 事務棟	型式 : NE-HM-180RTS 風量 : 6,720 m ³ /h 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.16Kw 濾材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AF-2) 事務棟	型式 : NE-HM-160LTS 風量 : 5,780 m ³ /h 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.17Kw 濾材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻 付属 : 電気集塵ユニット×2個	(1)
(AFR-1) 管理棟	型式 : NHM-240RTS 風量 : 19,650 m ³ /h 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.12Kw 濾材 : 非再生式 1.2 m × 20 m巻	(1)
7	計	31台
(FE-1) 研修棟	型式 : MF # 2½-4 (多翼ファン) 風量 : 5,300 m ³ /h 118Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : ㈱ミツヤ送風機 (以下同じ。FE-6・8を除く。)	(1)
(FE-2) 研修棟	型式 : MF # 1½-1 (多翼ファン) 風量 : 1,440 m ³ /h 108Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
(FE-3) 研修棟	型式 : MF # 3-4 (多翼ファン) 風量 : 5,710 m ³ /h 118Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
(FE-1) 寄宿舎棟	型式 : MF # 2½-4 (多翼ファン) 風量 : 3,780 m ³ /h 206Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
(FE-2) 寄宿舎棟	型式 : MF # 2½-4 (多翼ファン) 風量 : 3,600 m ³ /h 167Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)
(FE-3) 寄宿舎棟	型式 : FY-12FKS-C #2 (多翼ファン) 風量 : 2,120 m ³ /h 167Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : 松下エコシステムズ㈱	(1)

機器名	仕様	数量
(FE-4) 寄宿舎棟	型式 : MF # 2-1 (多翼ファン) 風量 : 2,500 m ³ /h 147Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4K	(1)
(FE-5) 寄宿舎棟	型式 : FY-12FKS-C #1 (多翼ファン) 風量 : 650 m ³ /h 137Pa 電動機 : 3φ 100V 50Hz 0.2Kw 製造業者 : 松下エコシステムズ㈱	(1)
(FS-1) (FE-7) 寄宿舎棟	型式 : MF # 13/4-1 (多翼ファン) 風量 : 1,600 m ³ /h 147Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(2)
(FE-8) 講堂	型式 : MF # 3-4 (多翼ファン) 風量 : 7,060 m ³ /h 294Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
(FE-9) 講堂	型式 : MF # 2-1 (多翼ファン) 風量 : 2,360 m ³ /h 147Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
(FS-1) 管理棟	型式 : MF # 1 3/4-1 (多翼ファン) 風量 : 2,000 m ³ /h 333Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)
(FS-2) 管理棟	型式 : MF # 4-4 (多翼ファン) 風量 : 9,420 m ³ /h 353Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
(FS-3) 管理棟	型式 : MF # 4-4 (多翼ファン) 風量 : 8,850 m ³ /h 294Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
(FS-4) 管理棟	型式 : MF # 2½-4 (多翼ファン) 風量 : 2,940 m ³ /h 167Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)
(FS-5) 管理棟	型式 : MF # 4-4 (多翼ファン) 風量 : 13,100 m ³ /h 392Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
(FS-6) 管理棟	型式 : MF # 1-1 (多翼ファン) 風量 : 1,000 m ³ /h 431Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)

機器名	仕様	数量
(FE-1) 管理棟	型式 : MF #2-1 (多翼ファン) 風量 : 2,000 m ³ /h 167Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
(FE-2) 管理棟	型式 : MF #4-4 (多翼ファン) 風量 : 9,420 m ³ /h 284Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
(FE-3) 管理棟	型式 : MF #4-4 (多翼ファン) 風量 : 9,720 m ³ /h 294Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
(FE-4) 管理棟	型式 : MF #2-1 (多翼ファン) 風量 : 3,100 m ³ /h 333Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
(FE-5) 管理棟	型式 : MF #2-1 (多翼ファン) 風量 : 2,150 m ³ /h 127Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
(FE-6) 管理棟	型式 : MF #3-4 (多翼ファン) 風量 : 4,120 m ³ /h 98Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)
(FE-9) 管理棟	型式 : MF #3½-4 (多翼ファン) 風量 : 10,700 m ³ /h 539Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)
(FE-10) 管理棟	型式 : MF #4-4 (多翼ファン) 風量 : 13,100 m ³ /h 196Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw	(1)
(FE-11) 管理棟	型式 : MF #1-1 (多翼ファン) 風量 : 1,000 m ³ /h 196Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
(FS-9) (FE-9) 体育館	型式 : MF #2-1 (多翼ファン) 風量 : 3,600 m ³ /h 98Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(2)
(FE-1) 体育館 (トレンチ内)	型式 : #2½-A1MC (斜流ファン) 風量 : 300 m ³ /h 65Pa 電動機 : 1φ 200V 50Hz 0.025Kw	(2)

機器名	仕様	数量
8 ファンコイル ユニット (FCU-3A)	型式 : 床置隠べい形 型番 : SF-R-300 製造業者 : 新晃工業㈱ (以下同じ。)	計 353台 (8)
(FCU-4A)	型式 : 床置隠べい形 型番 : SF-R-400	(2)
(FCU-6A)	型式 : 床置隠べい形 型番 : SF-R-600	(62)
(FCU-8A)	型式 : 床置隠べい形 型番 : SF-R-800	(14)
(FCU-6B)	型式 : 床置露出形 型番 : SF-600	(18)
(FCU-8B)	型式 : 床置露出形 型番 : SF-800	(8)
(FCU-4C)	型式 : 床置ローボイ隠べい形 型番 : SL-R-400	(4)
(FCU-6C)	型式 : 床置ローボイ隠べい形 型番 : SL-R-600	(12)
(FCU-4D)	型式 : 床置ローボイ露出形 型番 : SL-400	(3)
(FCU-8D)	型式 : 床置ローボイ露出形 型番 : SL-800	(6)
(FCU-3E)	型式 : 天井隠べい形 型番 : SC-R-300	(91)
(FCU-4E)	型式 : 天井隠べい形 型番 : SC-R-400	(103)
(FCU-8E)	型式 : 天井隠べい形 型番 : SC-R-800	(7)
(FCU-3F)	型式 : カセット形 型番 : CP-300B	(11)
(FCU-6F)	型式 : カセット形 型番 : CP-600B	(2)

	機器名	仕 様	数 量
	(FCU-8F)	型 式 : カセット形 型 番 : CP-800B	(2)
9	ルームエアコン (ACR-1) 寄宿舎棟	計 室内機型式 : RC1-45H4 (カセット型) 室外機型式 : RAS-45HJ2 冷暖房能力 : 4,000Kcal/h (4.6kw) / 4,300Kcal/h (5.0kw) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : ㈱日立製作所 (以下同じ。管理棟ACR-1・2除く)	13台 (4)
	(ACR-2) 寄宿舎棟	屋内機型式 : RC1-35H4 (カセット型) 室外機型式 : RAS-35HJ2 冷暖房能力 : 3,150Kcal/h (3.6kw) / 3,400Kcal/h (3.9kw) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.1kw	(1)
	(ACR-1) 管理棟	屋内機型式 : FHYP63C (天吊露出型) 室外機型式 : RTYP63CT 冷暖房能力 : 5.6kw/6.3kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 製造業者 : ダイキン工業㈱ (以下同じ)	(1)
	(ACR-2) 管理棟	屋内機型式 : FHYP140C (天吊露出型・冷房専用) 屋外機型式 : RP140B 冷房能力 : 12.5kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz	(2)
	(ACR-1) 事務棟	屋内機型式 : RC1-50H4 (カセット型) 屋外機型式 : RAS-50H3 冷暖房能力 : 4,500Kcal/h (5.2kw) / 4,800 Kcal/h (5.5kw) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(2)
	(ACR-2) 事務棟	屋内機型式 : RC1-63H4 (カセット型) 屋外機型式 : RAS-63H3 冷暖房能力 : 5,600Kcal/h (6.5kw) / 6,200Kcal/h (7.2kw) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
	(ACR-3) 事務棟	屋内機型式 : RC1-112H4 (カセット型) 屋外機型式 : RAS-112H3 冷暖房能力 : 10,000Kcal/h (11.6kw) / 11,100Kcal/h (12.9kw) 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.75Kw	(2)
10	全熱交換器 (FEX-1)	型 式 : VL-130ZSK (天井埋込カセット型) 風 量 : 強 130、弱 85 m ³ /h 電動機 : 1φ 100V 50 Hz 0.2Kw 製造業者 : 三菱電機㈱	194台

	機器名	仕 様	数 量
11	開放形膨張タンク (TE-1 空調用)	容 量 : 300 ℓ (600×700×800H) 製造業者 : ㈱島倉鉄工所	1基
12	中央監視装置	(1) 本体形式 savic netEV model30 × 2組 周辺機器 メッセージプリンタ (MRP) × 1台 ロギングプリンタ (LPR) × 1台 アナンシエータ (ANN) × 1台 設備統合コントローラー (UIC) × 2台 キーボード、TFT、マウス×各2個 リモートユニット (N-DGP・I-DGP) × 1式 アナログポイント 62点 積算ポイント 23点 製造業者 (株)山武	1式
	自動制御機器	(1) 熱源廻り制御 台数制御ユニット : WY2001 × 3台 タイマ : MTG11A × 3台 ニッパル測温抵抗体 : TY7501B × 3台 温度検出器 : TY7830 × 3台 高トルク形操作器 : MY9401A × 1台 エレクトロニクス : MY3000F × 1台 圧力発信器 : JTG × 2台 DC24V電源装置 : RYY792D × 5台 インバータ : INV × 3台 (2) 吸収式冷温水機廻り制御 感震装置 : V725 × 2台 煤煙濃度計 : S0101-0、S2020、S2030 × 1式 (3) 冷却塔制御 (RB-1・2) 温度調節器 : T678A × 2台 温度検出器 : TY7830 × 4台 (4) 事務棟空調機制御 2セット 事務棟1階ACU-1、事務棟2階ACU-2 デジタル式調節器 : WY5117 × 2台 挿入型温度調節器 : H69A × 2台 挿入型温度湿度センサ : HTY7813T × 2台 直結型デジタル操作器 : MY6040A × 2台 エレクトロニクス : MY3000F × 2台	1式

機器名	仕 様	数 量
	(5) 管理棟空調機制御 1セット A C U - 1 (管理棟1階) デジタル式調節器: WY5117×1台 挿入型湿度調節器: H69A×1台 挿入型温湿度センサー: HTY7813T×1台 直結型ガス操作器: MY6040A×1台 エレクトロバルブ: MY3000V×1台	
	(6) 管理棟空調機制御 (2) 3セット A C U - 2~4 (管理棟2階) デジタル式調節器: WY5117×3台 挿入型湿度調節器: H69A×3台 挿入型温湿度センサー: HTY7813T×3台 直結型ガス操作器: MY6040A×3台 エレクトロバルブ: MY3000V×3台	
	(7) 管理棟・事務棟計測 挿入型温度センサー: TY7813T×1台 温度検出器: TY7830×6台 給水メータ: FM41×4台	
	(8) 給油系統制御 油面リレー: GYY-SL-42×1台 油面計: GYY-DL-831×3台 油面電磁弁: VKK-20WAG×1台	
	(9) 衛生・補給水制御 ボイラー補給水2組、ホットウェルタンク補給水1組 電動バルブ: VY6300B×3台 液面調節器: 61F-G3N×1台	
	(10) 自家発電室給排気ガス制御 直結型ガス操作器: MY6040A×4台	
	(11) 温湿度測定・指示値校正 アナログポイント 6 2点 積算ポイント 2 3点	
13	オイルタンク (地下式) 容 量 : 12,000ℓ (1,800 φ×4,800 L) 製造業者 : ㈱島倉鉄工所	1基

2) 本館 給排水衛生設備

機器名	仕 様	数 量
1	鑄鉄製ボイラー (BS-1) (BS-2) 型 式 : MF5-N6SK 出 力 : 451,000 Kcal/h (524KW) 使用圧力 : 1.0 kg/m ² 伝熱面積 : 8.3m ² 燃 料 : ガス 製造業者 : ㈱前田鉄工所	2基
2	貯 湯 槽 (TVS-1) 型 式 : 立型円筒多管式(第一種圧力容器) 使用圧力 : 5.0 kg/m ² 容 量 : 3,500 ℓ 容積 3.7 m ³ 寸 法 : 1,400 φ×2,600 H 製造業者 : 小澤工業㈱	計 3基 (2)
	(TVS-2) 型 式 : 立型円筒多管式(第一種圧力容器) 使用圧力 : 5.0 kg/m ² 容 量 : 3,000 ℓ 容積 3.35m ³ 寸 法 : 1,200 φ×2,500 H 製造業者 : 小澤工業㈱	(1)
3	温水循環ポンプ (PHW-1) 型 式 : LP25A5.05S (25A) 揚 程 : 4 m 揚 水 量 : 30 ℓ/min 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw 製造業者 : ㈱テラルキョクトウ	計 3台 (2)
	(PHW-2) 型 式 : LP25A5.05S (25A) 揚 程 : 4 m 揚 水 量 : 20 ℓ/min 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw 製造業者 : ㈱テラルキョクトウ	(1)
4	給水ポンプ (ボイラー給水 ポンプ) 型 式 : GEK40×325 M-4 MNO.75 揚 程 : 15 m 揚 水 量 : 25 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : ㈱川本製作所	計 3台 (2)
	(真空給水ポンプ) 型 式 : PZ-18D E D R : 1,800 m ³ 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw×2 製造業者 : ㈱前田鉄工所	(1)

	機器名	仕 様	数 量
5	揚水ポンプ (PW-1)	型 式 : TN-1255×2S-M18.5 揚 程 : 42 m 揚 水 量 : 1,400 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 18.5Kw 製造業者 : ㈱川本製作所	2台
6	加圧給水ポンプ ユニット (PU-1 寄宿舎棟屋上)	型 式 : 50BDRMD52.5 揚 程 : 20 m 揚 水 量 : 280 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2KW×2 製造業者 : 荏原製作所	計 2組 (1)
		(PU-2 グランド用) 型 式 : U80PCL50×40H53.7 揚 程 : 36 m 揚 水 量 : 460 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.7Kw×2 製造業者 : ㈱テラルキョクトウ	(1)
7	噴水用ポンプ	型 式 : 水中ポンプ 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 7.5Kw 製造業者 : ㈱あづまポンプ製作所	計 2台 (1)
		型 式 : 水中ポンプ 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : ㈱あづまポンプ製作所	(1)
8	排水ポンプ (PD-1)	型 式 : COS-65L 揚 程 : 7 m 揚 水 量 : 250 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : ㈱荏原製作所	計 8台 (2)
		(PD-2) 型 式 : COS-65L 揚 程 : 10 m 揚 水 量 : 300 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : ㈱あづまポンプ製作所	(4)
		(PD-3) 型 式 : 40PVA-5.25SK 揚 程 : 3.1 m 揚 水 量 : 70 ℓ/min 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw 製造業者 : ㈱あづまポンプ製作所	(2)

	機器名	仕 様	数 量
9	受水槽 (飲料水用)	型 式 : SWT-7型 容 量 : 56.25m ³ (4.5×5.0×2.5 有効容量50.0m ³) 製造業者 : ㈱ブリヂストン	計 4基 (2)
		(プール用) 型 式 : NRS型 容 量 : 2.25m ³ (1.5×1.0×1.5 有効容量2.0m ³) 製造業者 : 積水工業㈱	(1)
		(グランド用) 型 式 : SWT-7型 容 量 : 35.0m ³ (3.5×4.0×2.5H 有効容量30.0m ³) 製造業者 : ㈱ブリヂストン	(1)
10	高置水槽	型 式 : GSJ型 容 量 : 22.5m ³ (3.0×3.0×2.5H 有効容量20.0m ³) そ の 他 : 緊急遮断弁 (200A×2・制御盤共) 付属 製造業者 : 三菱樹脂㈱	2基
11	密閉形膨張タンク (TE-1 給湯用)	型 式 : ST-80V 容 量 : 116 ℓ (第二種圧力容器) 製造業者 : 日立金属㈱ (以下同じ)	計 2基 (1)
		(TE-2 給湯用) 型 式 : EX-600L 容 量 : 360 ℓ (第二種圧力容器)	(1)
12	選水槽 (TH-1)	容 量 : 3,000 ℓ (1,000×1,800×2,000H) 製造業者 : 小澤工業㈱	1基
13	ガス湯沸器 (CH-1)	型 式 : NHD-160DRTS 給湯能力 : 10号 製造業者 : 細山熱器㈱	計 13台 (6)
		(CH-2) 型 式 : NHD-160DLTS 給湯能力 : 16号 製造業者 : 細山熱器㈱	(4)
		(CH-3) 型 式 : PH-1600CVFL 給湯能力 : 16号 製造業者 : ㈱パロマ	(1)
		(CH-4) 型 式 : GQ-101W-F 給湯能力 : 10号 製造業者 : ㈱ノーリツ	(1)

	機器名	仕 様	数 量
	(CH-5)	型 式 : GQ-5011WZ-2 給湯能力 : 50号 製造業者 : (株)ノーリツ	(1)
14	蒸気制御機器 多量トラップ	口 径 : 40Aほか	1式 (3)
	巻末トラップ	口 径 : 40Aほか	(5)
	温調弁	口 径 : 80A	(3)

3) 別館 冷暖房設備

	機器名	仕 様	数 量
1	吸収冷温水機 (RH-1)	型 式 : RAP-G009SH 加熱能力 : 297,000 Kcal/h (345KW) 燃 料 : ガス 電 源 : 3φ 200V 50HZ 製造業者 : (株)荏原製作所	1台
2	冷却塔 (CT-1)	型 式 : SDW-U90ASSG 冷却能力 : 497,000 Kcal/h (578KW) 冷却水量 : 1,530 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : (株)荏原シンワ	1基
3	冷温水ポンプ (PCH-1)	型 式 : 100MS2511 揚 程 : 27 m 循環水量 : 900 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 11Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	1台
4	冷却水ポンプ (PCD-1)	型 式 : 125×100FS4JC511 揚 程 : 21 m 循環水量 : 1,530 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 11Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	1台
5	ターミナル空調機 (AT-1)	型 式 : DV-15CA 冷房能力 : 6,400 Kcal/h (7.4KW) 暖房能力 : 7,800 Kcal/h (9.0KW) 風 量 : 720 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : 暖冷工業(株)	1台

	機器名	仕 様	数 量
6	ファンコイル ユニット (FCU-4)	型 式 : カセット形 型 番 : FWHCH40SR 製造業者 : ダイキン工業(株) (以下同じ)	計 96台 (80)
	(FCU-6)	型 式 : カセット形 型 番 : FWHCH60SR	(8)
	(FCU-8)	型 式 : 天井埋込ビルトイン形 型 番 : FWHS8AR	(8)
7	送風機 (FE-1)	型 式 : 5ULFM2 51.5 (斜流ファン) 風 量 : 6,550 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	計 3台 (1)
	(FE-11)	型 式 : 3LFU5.27 (斜流ファン) 風 量 : 450 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
	(FS-1)	型 式 : 5ULFM2 51.5 風 量 : 8,500 m ³ /h 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	(1)
8	密閉型膨張タンク (TE-1 空調用)	型 式 : - (第二種圧力容器) 容 量 : 463ℓ (750φ×1,541H) 製造業者 : 藤田商事(株)	1基
9	計装設備	自動制御盤 (SRU・BPS 内蔵) 1面 冷却塔自動ブロー装置 (C505) 1式 温度調節器 (JLWS-C1060ARL1) 1個 電動ボール弁 (M1) 1個 温度調節器 (SW-3WB) 3個 湿度調節器 (MCH10-C1090) 1個 デジタル指示調節計 (JUT-DR1NNN) 1個 挿入形温度検出器 (JPEK-02AR) 1個 挿入形温度調節器 (JLWS-C1060) 1個 漏水検知器 (WR-NA) 11個 電極リレー (G1F-G4N) 3個 漏電遮断器、サーマル・補助リレー 1式	1式

	機器名	仕 様	数 量
10	全熱交換器 (HEU-1)	型 式 : LGH-25RX5 風 量 : 250 m ³ /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.121Kw 製造業者 : 三菱電機(株) (以下同じ)	計 91台 (8)
	(HEU-2)	型 式 : LGH-25CX4 風 量 : 150 m ³ /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.116Kw	(1)
	(HEU-3)	型 式 : LGH-15CX4 風 量 : 110 m ³ /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.069Kw	(2)
	(HEU-3)	型 式 : VL-100ZS2 風 量 : 50 m ³ /h 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.039Kw	(80)
11	空冷式ヒートポン プパッケージエア コン (ACP-1)	型 式 : SHYGJ71F 冷暖房能力 : 6.5Kw/6.9kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw 製造業者 : ダイキン工業(株) (以下同じ)	計 3台 (2)
	(ACP-2)	型 式 : SHYGJ50F 冷暖房能力 : 4.6kw/5.2Kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)

4) 別館 給排水・衛生設備

	機器名	仕 様	数 量
1	真空式温水発生機 (BHW-1)	型 式 : CV-500G-C 出 力 : 500,000 Kcal/h (581KW)	2基
	(BHW-2)	使用圧力 : 2.1 kg/m ² 伝熱面積 : 8.32 m ² 燃 料 : 都市ガス 製造業者 : 昭和鉄工(株) 特記事項 : バーナー調整を含む。	
2	貯湯槽 (TVW-1)	型 式 : 立型円筒密閉式第二種圧力容器 使用圧力 : 5.0 kg/m ² 容 量 : 1,500 ℓ 寸 法 : 1,000φ×1,800H 製造業者 : 小澤工業(株)	1基

	機器名	仕 様	数 量
3	給湯用循環ポンプ (PHW-1・2)	型 式 : 65LPD51.5 揚 程 : 10 m 揚 水 量 : 560 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	2台
4	揚水ポンプ (PW-1・2)	型 式 : 80MSN255.5 揚 程 : 30 m 揚 水 量 : 450 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw 製造業者 : (株)荏原製作所	2台
5	受水槽 (TW-1)	型 式 : GSA-18型 容 量 : 18.0 m ³ (3.0×3.0×2.0H 有効容量 15.0m ³) (中仕切り有り) 製造業者 : 三菱樹脂(株)	1基
6	高置水槽 (TWH-1)	型 式 : GSC-6型 容 量 : 6.0 m ³ (2.0×3.0×1.0H 有効容量 3.6m ³) (中仕切り有り) 製造業者 : 三菱樹脂(株)	1基
7	密閉式膨張タンク (TE-1 給湯用)	型 式 : - (第二種圧力容器) 全 容 量 : 463ℓ (最大吸収量250ℓ) 製造業者 : 藤田商事(株)	1基
8	排水ポンプ	型 式 : NOS-L 揚 程 : 10 m 揚 水 量 : 350 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)あずまポンプ製作所	2台
9	電気湯沸器 (WHE-1)	型 式 : HDEN-12 貯 湯 量 : 12 ℓ 電気容量 : 1φ 200V 50Hz 0.75kw 製造業者 : 細山熱器(株)	5台
10	給湯用温度調節 ユニット (TV-1)	型 式 : RSDS-B78-ST50 温度調節 : 30~80 ℃ 出 湯 量 : 500 ℓ/min 循環ポンプ : 8 ℓ/min 8.0 m 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.25Kw×1 製造業者 : (株)東京レオナード商会	1組

5) 関税中央分析所 冷暖房設備

	機器名	仕 様	数 量
1	吸収冷温水機 (RH-1)	計 型 式 : ADGC6A 冷房能力 : 209kW 暖房能力 : 209kW 燃 料 : ガス 電 源 : 3φ 200V 50 Hz 3.0KVA 製 造 者 : ダイキン工業(株)	1基
2	冷 却 塔 (CT-1)	計 型 式 : SKB-62GR 冷却能力 : 391.4kW 冷却水量 : 1,020 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50 Hz 2.2 KW 製 造 者 : 空研工業(株)	1基
3	冷温水ポンプ (PCH-1)	計 型 式 : JOV-CH 80 × 65Y4-57.5 揚 程 : 25m 循環水量 : 600 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50 Hz 7.5Kw 製 造 者 : (株)日立製作所	1台
4	冷却水ポンプ (PCD-1)	計 型 式 : JOV-CH 100×80Y4-511 揚 程 : 25m 循環水量 : 1,020 ℓ/min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 11Kw 製 造 者 : (株)日立製作所	1台
5	空冷式 パッケージ型空調 機 (ACP-1-K)	(事務棟) 計 型 式 : SZYCJ50DT (天井カセット形) 冷暖房能力 : 4.5 kw/5.0 kw 風 量 : 15 m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.1Kw 製 造 者 : ダイキン工業(株) (以下同じ。)	(1)
	(ACP-1-L)	型 式 : SHYMJ112B (天井隠ぺい形) 冷暖房能力 : 10.0 kw/11.2 Kw 風 量 : 29 m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.0Kw	(1)

	機器名	仕 様	数 量
	(ACP-1-M)	型 式 : SZYMJ112D (天吊露出形) 冷暖房能力 : 10.0 kw/11.2 kw 暖房能力 : 風 量 : 29 m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw	(1)
	(ACP-3-P)	型 式 : SZYMJ112B (天井隠ぺい形) 冷暖房能力 : 10.0 kw/11.2 kw 風 量 : 29 m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.0Kw	(1)
	(ACP-3-Q)	型 式 : SEYGJ160BD (天井カセット型) 冷暖房能力 : 14.0 kw/16.0 kw 風 量 : 18 m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(2)
6	空冷式パッケージ 型空調機	(研究棟) 計	9台
	(ACP -1-D) (ACPO-1-D)	型 式 : SHYJ80B (天吊露出形) 冷暖房能力 : 7.1 kW/8.6 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
	(ACP -1-F) (ACPO-1-F)	型 式 : SHYJ63B (天吊露出形) 冷暖房能力 : 5.6 kw/6.3 kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw	(1)
	(ACP -2-B) (ACPO-2-B)	型 式 : SHYJ63B (天吊露出形) 冷暖房能力 : 5.6 kw/6.3 Kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw 加湿器 : 気化式	(1)
	(ACP -2-G) (ACPO-2-G)	型 式 : SRPJ150PK・PAK (床置隠ぺい形・冷房専用) 冷房能力 : 13.2 kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.75Kw 加湿器 : 蒸気発生器 (6.0 kW (電気ヒータ能力))	(1)
	(ACP -2-K) (ACPO-2-K)	型 式 : SZYMJ160C 冷房能力 : 14.0 kw/16.0 kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.9Kw	(1)
	(ACPO-3-A) (ACP-3-A)	型 式 : SHYJ63B (天吊露出形) 冷暖房能力 : 5.6 kw/6.3 kW 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.9Kw	(1)

機器名	仕様	数量
(ACP -3-F) (ACPO-3-F)	型式 : SHYJ112B (天吊露出形) 冷暖房能力 : 10.0 kw/11.2 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.0Kw	(1)
(ACP -3-K) (ACPO-3-K)	型式 : SHYMJ160B (天吊隠ぺい形) 冷暖房能力 : 14.0 kw/16.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 4.5Kw	(1)
(ACP -3-M) (ACPO-3-M)	型式 : SHYJ80B (天吊露出形) 冷暖房能力 : 7.1 kw/8.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw	(1)
7	マルチパッケージ 型空調機 (事務棟) 計	1式
(ACP -3-0) (ACPO-3-0)	室内機型式 : FXYMJ90KC (天吊隠ぺい形) × 2 室外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2kw 製造者 : ダイキン工業㈱	(1)
8	マルチパッケージ 型空調機 (研究棟分) 計	33式
(ACP -1-A) (ACPO-1-A)	室内機型式 : FXYWJ140K (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ160KC 冷暖房能力 : 16.0 kw/18.0 kw 電動機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 3.9 KW 加湿器 : 気化式 製造業者 : ダイキン工業㈱ (以下同じ。)	(1)
(ACP -1-B) (ACPO-1-B)	室内機型式 : FXYWJ140K (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ140KC 冷暖房能力 : 14.0 kw/16.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5Kw 加湿器 : 気化式	(1)
(ACP -1-C) (ACPO-1-C)	室内機型式 : FXYWJ140K (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ140KC 冷暖房能力 : 14.0 kw/16.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5Kw 加湿器 : 気化式	(1)
(ACP -1-E) (ACPO-1-E)	室内機型式 : FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ160KC 冷暖房能力 : 16.0 kw/18.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.9Kw 加湿器 : 気化式	(1)

機器名	仕様	数量
(ACP -1-G) (ACPO-1-G)	室内機型式 : FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ140KC 冷暖房能力 : 14.0 kw/16.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5Kw 加湿器 : 気化式	(1)
(ACP -1-H) (ACPO-1-H)	室内機型式 : FXYWJ224KR (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2Kw 加湿器 : 気化式	(1)
(ACP -1-I) (ACPO-1-I)	室内機型式 : FXYWJ224KR (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2Kw 加湿器 : 気化式	(2)
(ACP -1-J・K) (ACPO-1-JK)	室内機型式 : FXYWJ112D (天井隠ぺい形) × 2 屋外機型式 : RJ224L (冷房専用) 冷房能力 : 20.0 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 5.5Kw	(1)
(ACP -2-A) (ACPO-2-A)	室内機型式 : FXYWJ280K (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ280KC 冷暖房能力 : 28.0 kw/31.5 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器 : 気化式	(1)
(ACP -2-C) (ACPO-2-C)	室内機型式 : FXYWJ224K (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 3.5+2.2KW 加湿器 : 気化式	(1)
(ACP -2-D) (ACPO-2-D)	室内機型式 : FXYWJ224KR (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ224KC 冷暖房能力 : 22.4 kw/25.0 kw 電動機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 3.5+2.2KW 加湿器 : 気化式	(2)
(ACP -2-E) (ACPO-2-E)	室内機型式 : FXYWJ280K (床置隠ぺい形) 室外機型式 : RSXYJ280KC 冷暖房能力 : 28.0 kw/31.5 kw 電動機 : 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器 : 気化式	(1)

機器名	仕 様	数 量
(ACP -2-F) (ACPO-2-F)	室内機型式： FXYWJ280K (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ280KC 冷暖房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器： 気化式	(1)
(ACP -2-H) (ACPO-2-H)	室内機型式： FXYWJ224K (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ224KC 冷暖房能力： 22.4 kw/25.0 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2Kw 加湿器： 気化式	(1)
(ACP -2-I) (ACPO-2-I)	室内機型式： FXYWJ140K (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ140KC 冷暖房能力： 14.0 kw/16.0 kw 電動機： 3 φ, 200 V, 50 Hz 3.5 KW 加湿器： 気化式	(2)
(ACP -2-J) (ACPO-2-J)	室内機型式： FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ140KC 冷暖房能力： 14.0 kw/16.0 kw 電動機： 3 φ, 200 V, 50 Hz 3.5 KW 加湿器： 気化式	(3)
(ACP -3-B) (ACPO-3-B)	室内機型式： FXYWJ280KR (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ280KC 冷暖房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器： 気化式	(2)
(ACP -3-C) (ACPO-3-C)	室内機型式： FXYWJ280KR (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ280KC 冷暖房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器： 気化式	(2)
(ACP -3-D) (ACPO-3-D)	室内機型式： FXYWJ140K (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ140KC 冷暖房能力： 14.0 kw/16.0 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5Kw 加湿器： 気化式	(1)
(ACP -3-E) (ACPO-3-E)	室内機型式： FXYWJ280K (床置隠ぺい形) × 2 室外機型式： RSXYJ280KC 冷暖房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器： 気化式	(2)

機器名	仕 様	数 量
(ACP -3-G) (ACPO-3-G)	室内機型式： FXYWJ280KR (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ280KC 冷暖房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器： 気化式	(1)
(ACP -3-L) (ACP -3-H) (ACPO-3-LH)	室内機型式： FXYHJ56KC (天吊露出形) " : FXYHJ36KC (天吊露出形) 室外機型式： RSXYJ112KC 冷暖房能力： 11.2 kw/12.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.9Kw	(1)
(ACP -3-I) (ACPO-3-I)	室内機型式： FXYWJ280K (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ280KC 冷暖房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75Kw 加湿器： 気化式	(1)
(ACP -3-J) (ACPO-3-J)	室内機型式： FXYWJ140KR (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ224KC 冷暖房能力： 22.4 kw/25.0 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+2.2Kw 加湿器： 気化式	(1)
(ACP -3-N) (ACPO-3-N)	室内機型式： FXYWJ280KR (床置隠ぺい形) 室外機型式： RSXYJ280KC 冷房能力： 28.0 kw/31.5 kw 電動機： 3φ 200V 50Hz 3.5+3.75KW 加湿器： 気化式	(1)
9	コンパクト型空調 機 (ACC-1)	計 5台 (1)
	型 式： ASS-4C 3K (天井隠ぺい型) 冷却能力： 10.3 kw 加熱能力： 7.3 kw 風 量： 36.7 m ³ /min 電動機： 3φ 200V 50Hz 0.75Kw 加湿器： 気化式 製造業者： ㈱日立空調システム (以下同じ。)	
	(ACC-2)	(1)
	型 式： ASS-6C 3K (天井隠ぺい型) 冷却能力： 14.6 kw 加熱能力： 9.9 kw 風 量： 50 m ³ /min 加湿器： 気化式 電動機： 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	

	機器名	仕 様	数 量
	(ACC-3)	型 式 : ASS-6C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 15.8 kw 加熱能力 : 10.5 kw 風 量 : 56 m ³ /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw	(1)
	(ACC-4)	型 式 : ASS-3C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 6.3 kw 加熱能力 : 7.2 kw 風 量 : 30 m ³ /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.75Kw	(1)
	(ACC-5)	型 式 : ASS-2C 3K(天井隠ぺい型) 冷却能力 : 5.0 kw 加熱能力 : 3.8 kw 風 量 : 15 m ³ /min 加湿器 : 気化式 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
10	ファンコイル ユニット	計	42台
	(HFCU-1)	型 式 : 天井吊いんべい形 型 番 : FWPM8AR 製造業者 : ダイキン工業(株) (以下同じ。)	(2)
	(CI-FCU-3)	型 式 : 床置いんべい形 型 番 : FWMK3SR	(2)
	(FIH-FCU-6)	型 式 : 床置いんべい形 型 番 : FWVMK6BR	(4)
	(FIH-FCU-8)	型 式 : 床置いんべい形 型 番 : FWVMK8BR	(26)
	(CI-FCU-8)	型 式 : 床置いんべい形 型 番 : FWMFK8SR	(8)
11	送風機	計	51台
	(FS-1)	型 式 : LUS220S5(斜流ファン) 風 量 : 300 m ³ /h 120Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw 製造業者 : ㈱日立製作所 (以下同じ。FE-4・19を除く)	(1)

	機器名	仕 様	数 量
	(FS-2)	型 式 : LUS301T(斜流ファン) 風 量 : 700 m ³ /h 150Pa 電動機 : 3φ 200 V 50Hz 0.13Kw	(1)
	(FS-3)	型 式 : HFS-120TU(斜流ファン) 風 量 : 1020 m ³ /h 150Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
	(FS-4)	型 式 : HFS-120TU(斜流ファン) 風 量 : 740 m ³ /h 150Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.3Kw	(1)
	(FE-1)	型 式 : LUS220S5(斜流ファン) 風 量 : 300 m ³ /h 120Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw	(1)
	(FE-2)	型 式 : LUS301T5(斜流ファン) 風 量 : 700 m ³ /h 150Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.13Kw	(1)
	(FE-3)	型 式 : #1 1/2 POSA-RJ5(多翼ファン) 風 量 : 1800 m ³ /h 300Pa 電動機 : 3φ, 200 V, 50 Hz 0.75Kw	(1)
	(FE-4)	型 式 : #200(S) BL-1(多翼ファン) 風 量 : 720 m ³ /h 370Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
	(FE-5)	型 式 : LUS221S5(消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 600 m ³ /h 140Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.08Kw	(3)
	(FE-6)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 390 m ³ /h 200Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
	(FE-7)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 820 m ³ /h 200Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
	(FE-8)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 600 m ³ /h 300Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
	(FE-9)	型 式 : #1 POSA-RJ(多翼ファン) 風 量 : 270 m ³ /h 300Pa 電動機 : 3φ 200V 50Hz 0.2kw	(1)

機器名	仕 様	数 量
(FE-10)	型 式 : LUS220S5 (斜流ファン) 風 量 : 600 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw	(6)
(FE-11)	型 式 : HFS-90SU (斜流ファン) 風 量 : 860 m ³ /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(1)
(FE-12)	型 式 : HFS-50SU (斜流ファン) 風 量 : 300 m ³ /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
(FE-13)	型 式 : HFS-65SU (斜流ファン) 風 量 : 740 m ³ /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.3Kw	(1)
(FE-14)	型 式 : HFS-120TU (斜流ファン) 風 量 : 520 m ³ /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.3Kw	(1)
(FE-15)	型 式 : HFS-50SU (消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 300 m ³ /h 300Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
(FE-16)	型 式 : HFS-80SD (消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 470 m ³ /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.1Kw	(1)
(FE-17)	型 式 : HFS-40SD (消音ボックス付き斜流ファン) 風 量 : 150 m ³ /h 150Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.1Kw	(1)
(FDS-1) (FDS-6)	型 式 : #2 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 2400m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw そ の 他 : インバーター付き	(2)
(FDS-2) (FDS-4) (FDS-5) (FDS-7)	型 式 : #2 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 2700m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw そ の 他 : インバーター付き	(4)
(FDS-3)	型 式 : #2 1/2 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 4800m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 1.5Kw そ の 他 : インバーター付き	(1)

機器名	仕 様	数 量
(FDS-8)	型 式 : #1 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 600 m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
(FDS-9)	型 式 : #1 1/2 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 1100m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(2)
(FSE-1) (FSE-4)	型 式 : #1 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 600 m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(7)
(FSE-2)	型 式 : #1 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 400 m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.2Kw	(1)
(FSE-3) (FSE-5)	型 式 : #1 1/2 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 1100 m ³ /h 200Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.4Kw	(2)
(FSE-6)	型 式 : #1 1/2 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 600 m ³ /h 80Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw	(2)
(FSE-7)	型 式 : #1 POSA-RJ (多翼ファン) 風 量 : 180 m ³ /h 700Pa 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.05Kw	(1)
12 全熱交換器	計	49台
(HEU-1)	型 式 : VAM250FS (天井いんべい形) 風 量 : 150 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw 製 造 業 者 : ダイキン工業(株) (以下同じ。)	(11)
(HEU-2)	型 式 : VAM350FS (天井いんべい形) 風 量 : 270 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(7)
(HEU-3)	型 式 : VAM250FS (天井いんべい形) 風 量 : 210 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(6)
(HEU-5)	型 式 : VAM250FS (天井いんべい形) 風 量 : 200 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(2)

機器名	仕 様	数 量
(HEU-6)	型 式 : VAM350FS (天井いんべい形) 風 量 : 270 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(4)
(HEU-7)	型 式 : VAM500FS (天井いんべい形) 風 量 : 450 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.2Kw	(3)
(HEU-8)	型 式 : VAM150MS (天井いんべい形) 風 量 : 60 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-9)	型 式 : VAM250DMS (天井いんべい形) 風 量 : 50 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-10)	型 式 : VAM250DMS (天井いんべい形) 風 量 : 350 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw	(1)
(HEU-11)	型 式 : VAM350DMS (天井いんべい形) 風 量 : 270 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.2Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-12)	型 式 : VAM500DMS (天井いんべい形) 風 量 : 330 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-13)	型 式 : VAM500DMS (天井いんべい形) 風 量 : 360 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.25Kw そ の 他 : 加湿器付属	(1)
(HEU-14)	型 式 : VAM150FS (天井いんべい形) 風 量 : 150 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1kw	(1)
(HEU-15)	型 式 : VAM150DMS (天井いんべい形) 風 量 : 120 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw	(1)

機器名	仕 様	数 量
(HEU-1-1)	型 式 : VAM250DMS (天井いんべい形) 風 量 : 150 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.1Kw そ の 他 : 加湿器付属	(7)
(HEU-1-2)	型 式 : VAM250 F (天井いんべい形) 風 量 : 150 m ³ /h 100Pa 電 動 機 : 1φ 100V 50Hz 0.15Kw	(1)
13	開放型膨張タンク (TE-1 空調用) 容 量 : 1000ℓ (1000×1000×1100H) 製造業者 : ㈱島倉鉄工所	1基
14	クリーンルーム パッケージ空調 機 型 式 : PAH-J140DG-H 冷暖房能力 : 12.5 kw/12.5 kw 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 3.2kw 製造業者 : 三菱電機㈱	1台
15	中央監視装置 本体型式 : s a v i c N E T 1 0 管理点 : 発停点 51点 状態点 80点 警報点 51点 故障点 49点 温度測定点 7点 湿度測定点 5点 内蔵プリンタ・アナシユータ・FD装置内蔵 製造業者 : ㈱山武	1式
	自動制御機器 (1) 熱源制御 1セット デジタル指示調節器 : R20 配管温度検出器 : TY7830B ×3 電動ボール弁 : VY6100D ×2 電動二方弁 : 10AHW ミスコン調節器 : R7010B 液面リレー / 電極5P : LF タイマー : TM デジタル指示調節器 : R31 差圧発信器 : JTD (2) 空調機制御 5セット ACC1~5 デジタル指示調節器 : R31 ×5 デジタル指示調節器 : R30 ×5 微差圧スイッチ : PYY-CL13×5 ネオセンサ : HTY7003T×5 電動ボール弁 : 10AHW ×5 電動ボール弁 : VY6100D ×5 タイマー : TM	1式

機器名	仕 様	数 量
	(3) 送風機発停制御 サーモスタット：T631C	1 セット
	(4) 漏水監視 漏水検知器：WW-1200 ×2	2 セット
	(5) MD連動制御 ダンバ 操作器：MP903A×8	8 セット

6) 関税中央分析所 給排水衛生設備

機器名	仕 様	数 量
1 給水ポンプ (PU-1 飲料水用)	型 式 : SX-6VFC404-2.2W 揚 程 : 35m 吐出し量 : 0.26 m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 2.2Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	計 1 台
2 給湯用ポンプ PHW-1	型 式 : SLP25-5.15N 揚 程 : 2 m 吐出し量 : 0.01m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.15Kw 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	計 2 台
3 乾式水中ポンプ PD-1	型 式 : 50PVA-5.75K 揚 程 : 8 m 吐出し量 : 0.15m ³ /min 電 動 機 : 3φ 200V 50Hz 0.75KW 製造業者 : (株)テラルキョクトウ	計 1 台
4 受水槽 (TW-1 飲料水用)	型 式 : PFBS-10.0-10N 容 量 : 10.0 m ³ (2.0×2.5×2.0H 有効容量 : 8.0m ³) (中仕切り有り) 製造業者 : 積水プラントシステム(株)	計 1 基
5 中央監視制御装置	(冷暖房設備に含む)	1 式

機器名	仕 様	数 量
6 マルチ型 ガス瞬間湯沸器 (WHG-1)	型 式 : TP-WQ555GR×4連 燃 料 : 都市ガス 給湯能力 : 3~220号 (55号×4) そ の 他 : マルチコントローラ含む 製造業者 : 高木産業(株)	計 1 組
7 貯湯式電気温水器 (WH-1)	型 式 : ES-12DW3R 貯 湯 量 : 12 ℓ 電 源 : 1φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)日本イトミック	計 5 台 (2)
(WH-2)	型 式 : ES-12DW3R 貯 湯 量 : 12 ℓ 電 源 : 1φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)日本イトミック	(2)
(WH-3)	型 式 : WF-6320 貯 湯 量 : 10 ℓ 電 源 : 1φ 200V 50Hz 1.5Kw 製造業者 : (株)日本イトミック	(1)
8 密閉型膨張タンク (TE-1 給湯用)	型 式 : AST-30 (第2種圧力容器) 内 容 積 : 45ℓ 使用圧力 : 0.19 MPa 製造業者 : 日立金属(株)	1 基

VI. 昇降機保守業務

1. 保守業務整備概要

本施設に設置されている昇降機が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検保守を行う。

2. 保守業務該当機器

下記の昇降機について、点検整備（フルメンテナンス）を行う。

	本館			別館	関税中央分析所
	1号機	2号機	3号機	1号機	1号機
制御方式	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御	交流可変電圧 可変周波数制御
用途	乗用	乗用	小荷物運搬用	乗用	乗用
積載荷重	750Kg	750Kg	500Kg	750Kg	900Kg
定格速度	60m/min	60m/min	15m/min	60m/min	45m/min
停止階数	6ヶ所(1~6階)	6ヶ所(1~6階)	2ヶ所(1~2階)	5ヶ所(1~5階)	3ヶ所(1~3階)
付加装置	地震管制(普通級) 火災管制 自家発管制 2台群管理装置	地震管制(普通級) 火災管制 自家発管制 2台群管理装置 音声合成装置 身障者仕様		地震管制(普通級) 火災管制 停電管制(0-7式)	地震管制(普通級) 火災管制 停電管制(0-7式) 音声合成装置 身障者仕様
製造者	横浜エレベータ(株)	横浜エレベータ(株)	横浜エレベータ(株)	横浜エレベータ(株)	關日立ビルシステム

3. 昇降機保守業務仕様

- 受注者は、施設管理担当者と協議して作成する「エレベーター月間保守点検作業基準」、「エレベーター年間保守点検作業基準」、及び人事院規則10-4の第32条に基づくエレベーター定期検査に基づき定期（本館・別館＝月2回、関税中央分析所＝月1回）に技術員を派遣し、保守業務を行う。
なお、各機器の点検は該当する機器の点検実績のある技術者又は製造者等が行う技術研修等を受けた技術者にて行う。
- 受注者は、保守業務開始前に「エレベーター月間保守点検作業基準」、「エレベーター年間保守点検作業基準」を作成し、施設管理担当者から承認を得ること。また、3月に翌年度実施予定の同点検作業基準を作成し、施設管理担当者へ報告を行う。
- 受注者は、昇降機の定期検査を月1回、性能検査を年1回行い、その試験結果を文書をもって発注者へ提出する。なお、定期検査及び性能検査にかかる費用は受注者の負担とする。

VII. 電気設備保守点検業務

1. 電気設備保守業務仕様

本施設に設置されている昇降機が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるよう点検保守を行う。

2. 自家用電気工作物保安管理業務

(1) 保安管理業務設備概要

1) 本館 管理棟電気室

- ① 受電電圧 6,600V
- ② 設備容量 1,000kVA
- ③ 発電機定格容量 200kVA

2) 別館 電気室

- ① 受電電圧 6,600V
- ② 設備容量 400kVA
- ③ 発電機定格容量 75kVA(200V)

3) 関税中央分析所 研究棟電気室

- ① 受電電圧 6,600V
- ② 設備容量 975kVA

(2) 保安管理業務仕様

- 自家用電気工作物の保安管理業務を電気事業法に基づき行い、同設備の機能維持を図るものである。
- 本業務は、電気事業法第52条第2項の規程に基づいた保安管理業務を原則とするが、これによりがたい場合は経済産業省において別に定める、平成18年7月1日付「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による要件を満たす方法とし、これに要する費用は請負者の負担とする。
- 自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び基準は、別表「点検、測定及び試験の基準」とおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。
- 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において施設管理担当者又は東京電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指導し、再発防止に努めるべき措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行う。
- 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行う。
- 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行う。
- 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。ただし、この場合の費用は別途とする。
- 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、施設管理担当者の通知を受けた場合、別表「点検測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行う。ただし、この場合の費用は別途とする。
- 前項に記載する保安管理業務の内、下記の事項に該当する自家用電気工作物の保安及び前項に記載する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安については、発注者が自家用電気工作物について、必要な点検、測定及び試験を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。
 - ① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機、昇降路内の設備等
 - ② 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - ③ 点検時現場に設置されていない移動用機器等
 - ④ 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
 - ⑤ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器

- 10) 下記の事項に該当する自家用電気工作物の保安については発注者が自主的に行う。この場合においての発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には自家用電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行う。
- ① 業務上の都合等、発注者の事由で、受注者が立入りできない場所に設置された機器等
 - ② 日常的な確認が必要な使用機器及びそれに付随する配線器具等
- 11) 施設管理担当者は受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が指導、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとる。
- 12) 受注者は保安管理業務を誠実に行うものとする。
- 13) 施設管理担当者は、下記の事項に該当する場合は、その具体的内容を直ちに受注者に通知する。
- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生のおそれがある場合
 - ② 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - ③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - ④ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
 - ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - ⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - ⑧ 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
 - ⑨ 電気保安に関する組織を変更する場合
 - ⑩ 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - ⑪ 自家用電気工作物の設備容量を変更する場合
 - ⑫ その他必要な場合
- 14) 受注者は、下記の事項を発注者に通知する。
- ① 受注者の執務時間内における受注者への連絡方法
 - ② 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
 - ③ その他必要な事項
- 15) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡回を行う者を定めると共に、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知する。
- 16) 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知する。
- 17) 発注者は、全各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知する。
- 18) 発注者は、連絡責任者又はその代務者立会いのもと、保安管理業務を行う。
- 19) 受注者は、4. (1)に定める業務を原則として、平日の受注者の執務時間に実施するものとする。ただし、停電を伴う業務は休日とし、あらかじめ施設管理担当者に対して実施予定日を次のとおり通知する。
- ① 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）実施予定日の7日前まで
 - ② 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）実施予定日の1箇月前まで
- 20) 施設管理担当者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力する。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、双方協議の上、新たな日程を定めるものとする。
- 21) 年次点検等の実施において、東京電力株式会社等の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、東京電力株式会社等に対する手続きは、受注者が行うこと。
- 22) 受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の事業場内に立入ることができるものとする。この場合において、受注者は発注者の服務規律を尊重すること。
- 23) 受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議する。
- 24) 受注者は、保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてること。
- 25) 保安管理業務を実施する者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補佐させること。
- 26) 受注者が実施した保安管理業務の結果の記録等は、双方において3年間保存する。
- 27) 発注者は受注者と協議して、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備する。
- 28) 受注者は業務上知り得た情報を他に漏らさない。

- 29) 下記のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内でもこの契約を更改することができる。
- ① 設備容量が変更された場合
 - ② 受電電圧が変更された場合
 - ③ 発電装置の発電機定格容量又は定格電圧が変更された場合
- (3) 保安管理業務仕様・・・臨時点検
- 1) 下記に該当する電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
- ① 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - ② 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ③ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- 2) 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。
- 4) 点検、測定及び試験の周期
- 1) 月次点検 ……毎月1回
 - 2) 年次点検 ……(A)年1回
 - 3) 臨時点検 ……必要の都度
- (注) 年次点検には月次点検の内容を含む。
- 5) 工事中の点検の周期
- 1) 本紙要所「(2)保安管理業務仕様 8)」に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行う。ただし、この場合の費用は別途とする。
- 6) その他
- 1) 月次、年次点検に先立ち、工程表及び作業員名簿を提出し施設管理担当者の承認を得る。なお、保安管理業務の補助者は第一種電気工事士又は同等以上の有資格者とし、現場責任者は、電気主任技術者免状を受けているものとする。
 - 2) 本業務の実施にあたっては、法令に基づき必要書類（保安規程届出書等）を作成し、所管の経済産業局長に速やかに届出を行う。
 - 3) 発注者及び受注者は次に掲げる事項を履行するものとする。
 - ① 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
 - ② 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
 - ③ 電気主任技術者として選任する者は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に履行すること。

別表

点検、測定及び試験の基準等

1-1 月次点検及び年次点検

電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検	
			A	B
責任分界となる 区分開閉器 引込線等 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○※1	○
	区分開閉器動作試験		○※1	○
	保護継電器動作試験		○※1	○
	保護継電器動作特性試験			○
断路器	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○※1	○
遮断機 開閉器	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	動作試験		○	○
	内部点検			○
電力ヒューズ	絶縁油の点検・試験			○
	外観点検	○	○	○
絶縁抵抗測定	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
計器用変成器	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
変圧器	内部点検			○
	絶縁油の点検・試験			○
	外観点検	○	○	○
電力用コンデンサ	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
避雷器	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
母線	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
その他高圧機器	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
配電盤 制御回路	絶縁抵抗測定		○	○
	保護継電器動作試験		○	○
	保護継電器動作特性試験			○
	計器校正試験			○
	制御回路試験		○	○
受電設備の建物・室外 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	外観点検	○	○	○
接地装置	接地抵抗測定		○※2	○

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検		
				A	B	
配 電 設 備	配電線路 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○	
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
	非 常 用 予 備	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○
			始動試験	○	○	○
機関保護継電器動作試験				○	○	
発電機 励磁装置 接地装置		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
発 電 装 置		遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
			保護継電器動作試験		○	○
		配電盤 制御装置等	保護継電器動作特性試験			○
			制御装置試験		○	○
	その他は受電設備に準ずる					
蓄 電 池 設 備	本 体	外観点検	○	○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充 電 装 置 接 地 装 置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電動機類、電熱装置 電気溶接機	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	照明装置 配線、配線器具 その他の機器	接地抵抗測定		○※2	○	
		漏洩電流測定	○	○	○	
	接 地 装 置					

- 注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
(2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。
(3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
(4) 「漏洩電流測定」は、高圧受電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定します。
(5) 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

3. 受電設備点検整備

(1) 点検整備業務実施時期

- 1) 本館 3月(土曜日の実施を原則とする)
- 2) 別館 3月(土曜日の実施を原則とする)
- 3) 関税中央分析所 3月(土曜日の実施を原則とする)

(2) 点検整備該当設備

1) 本館 管理棟電気室

- ① 受電電圧 6, 600 V
- ② 設備容量 1, 000 KVA
- ③ 発電機定格容量 200 KVA
- ④ 盤類
 - a. 高圧受電盤 1面
 - b. 高圧分電盤 2面
 - c. 高圧コンデンサ盤 2面
 - d. 低圧配電盤 5面

2) 別館 電気室

- ① 受電電圧 6, 600 V
- ② 設備容量 400 KVA
- ③ 発電機定格容量 75 KVA (200V)
- ④ 盤類
 - a. 高圧受電盤 1面
 - b. 低圧配電盤 5面
 - c. 低圧コンデンサ盤 1面

3) 関税中央分析所 研究棟電気室

- ① 受電電圧 6, 600 V
- ② 設備容量 975 KVA
- ③ 盤類
 - a. 高圧受電盤 1面
 - b. 高圧コンデンサ盤 2面
 - c. 低圧配電盤 7面

(3) 点検整備仕様

1) 共通事項

- ① 高低圧配電盤内外及び内部機器をクリーナー、乾布、刷毛等を使用し清掃する。また、各端子の増締め並びに絶縁抵抗測定を行う。
- ② 点検に先立ち、工程表及び作業員名簿を提出し施設管理担当者の承諾を得る。なお、実施にあたっては保安管理業務で定めた電気主任技術者立会いのもと、第一種電気工事士又は同等以上の有資格者で実施する。
- ③ 作業に必要な仮設電源は受注者の負担とする。

2) 高低圧配電盤外観点検

- ① 配電盤の据付け状態、損傷、錆、腐食、変色等の有無を点検する。
- ② 盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。
- ③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。
- ④ 操作レバー・ボタン・切替スイッチ等の機器の破損及び機器取付状況の良否を点検する。

3) 高低圧配電盤内部点検

- ① 内部床上、機器仕切板等の清掃を行う。
- ② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検する。
- ③ 機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。

- ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
 - ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
 - ⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。
 - ⑦ 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。
- 4) 変圧器点検
- ① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。
 - ② 本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。
 - ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
 - ④ ダイヤル温度計の損傷（バッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。
 - ⑤ タップ切替器の破損、変色等の有無を点検する。
- 5) 遮断器点検
- ① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。
 - ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出し形にあっては、
 - ③ 出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。
 - ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
 - ⑤ 遮断器の動作表示及び開閉動作の良否を点検する。
- 6) 断路器点検
- ① 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色等の有無を点検する。
 - ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。
 - ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
 - ④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。
 - ⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。
- 7) 計器用変成器・避雷器・力率改善装置・指示計器・開閉器類点検
- ① 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。
 - ② 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。
 - ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- 8) 引込施設
- ① 架空・引込用電線の損傷、たるみの有無を点検する。
 - ② 支柱、支線の損傷及びケーブルの損傷、亀裂の有無を点検する。
 - ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- 9) 発電施設
- ① 原動機の据付け状況を点検する。
 - ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。
 - ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。
 - ④ 配電盤については、高低圧配電盤の項目を参照する。

4. 電気設備点検整備

(1) 業務仕様

- 1) 点検整備の内容は、共仕の該当する項目及び下記の特記項目による。
- 2) 点検整備の詳細は点検内容に基づいて項目毎に掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。

(2) 凡例

- 1) 年 = 点検周期年 1 回と表示された点検項目
- 2) 6 月 = 点検周期 6 月 1 回、又は年 2 回と表示された点検項目
- 3) 3 月 = 点検周期 3 月 1 回と表示された点検項目
- 4) 月 = 点検周期月 1 回と表示された点検項目
- 5) 冷 1 回 = 冷房設備点検時に、点検項目又は特記事項の点検を 1 回行う。
- 6) 暖 1 回 = 暖房設備点検時に 点検項目又は特記事項の点検を 1 回行う。

(3) 業務実施時期

7・3 月（3 月は受変電設備点検整備時に実施）

(4) 直流電源装置・・・本館 1 組、別館 1 組、中分 2 組

- 1) 整流装置 年 = 冷 1 回、6 月 = 冷・暖各 1 回
- 2) 蓄電池 年 = 冷 1 回、6 月 = 冷・暖各 1 回
- 3) DC/AC 変換器（本館のみ） 年 = 冷 1 回
- 4) 下記の特記事項 = 暖 1 回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
機能確認	受変電設備点検の際、停電時に自動的に非常電源、復電時に常電源に切替わることを確認する。	
DC/AC 変換器	点検内容は交流無停電電源設備の点検項目に準ずる。	

(5) 太陽発電設備・・・本館 1 組

- 1) 太陽電池アレイ 年 = 暖 1 回
- 2) 接続箱 年 = 暖 1 回
- 3) パワーコンディショナー 年 = 暖 1 回
- 4) 表示装置 年 = 暖 1 回
- 5) 下記の特記事項 = 暖 1 回

点検箇所	点 検 事 項	備 考
太陽電池アレイ	モジュールの清掃を実施する。	
パワーコンディショナー 表示装置 機能確認	換気用フィルターの清掃を実施する。 表示パネルに表示された数値が中央監視男子に遠方パネルに正確に表示されているか点検する。模擬的に故障を出し中央監視装置に警報発報及び表示されることを確認する。	
機能確認	表示装置に差が生じていないか確認する。差が生じている場合は修正する。	

(6) 外灯設備・・・・・・本館62基、別館20基、中分27基

1) 年=冷1回

(7) 避雷設備・・・・・・本館、別館

1) 年=冷1回

(8) 電気設備点検整備該当機器

1) 下記の機器について点検保守業務を行う。

①本館 電気設備機器仕様

機器名	仕 様	数 量
1 蓄電池	形 式 : HS-300E セル数 : 54セル 2V 300Ah 製造業者 : ㈱ジーエス・ユアサ	1組
2 整流器	形 式 : GTSC100-75V 製造業者 : ㈱ジーエス・ユアサ	1組
3 DC/AC 変換器	形 式 : YDA-1-5-KX 入 力 : DC100V 出 力 : AC100V 容 量 : 5.0KVA 製造業者 : 山菱電機㈱	1組
4 太陽光発電設備	太陽電池モジュール 形式: PV-MG190HX 159枚 形式: PV-MGD001 (意匠用) 25枚 多結晶シリコン (858×1657×46mm 190W) 30kW 同上用架台 一式 接続箱 3面 日射計・温度計データ収集・表示盤・表示盤入力装置 一式 パワーコンディショナー 形式: PV-PT30T 1面 直流入力 180~440V 交流出力 30kW インバーター方式 電圧型電流制御方式 電力制御 最大電力追従制御 製造業者 三菱電機㈱	1式
5 構内外灯設備	計	62基
(SP221)	1,000w×6灯 ポール高 13.1m	(8)
(SP230)	150w×1灯 ポール高 6.5m	(1)
(SP231)	150w×2灯 ポール高 5.0m	(5)
(SP232)	150w×1灯 ポール高 5.0m	(26)
(SP235)	1,000w×1灯 ポール高 7.1m	(12)
(SP236)	150w×2灯 ポール高 4.5m	(6)

機器名	仕 様	数 量
(SP239)	1,000w×1灯 ポール高 7.1m	(4)
6 避雷設備	突 針 : 国交省LR-1 ポール高6.5m 1基 棟上導体 : 銅帯25×3t他 296m 接地極 : E1 8極	1式

②別館 電気設備機器仕様

機器名	仕 様	数 量
1 蓄電池	型 式 : MSE-100 セル数 : 54セル 製造業者 : ㈱ジーエス・ユアサ	1組
2 整流器	型 式 : GTSC100-20V 製造業者 : ㈱ジーエス・ユアサ	1組
3 構内外灯設備	計	20基
SP-1	40w×1灯 ポール高 0.985m	(9)
SP-2	200w×1灯 ポール高 4.500m	(5)
SP-12	120w×1灯 0.390m	(6)
4 避雷設備	棟上導体 : 銅帯25×3t他 28m 接地極 : E1 2極	1式

②関税中央分析所 電気設備機器仕様

機器名	仕 様	数 量
1 蓄電池	(研究棟:操作・制御・非常照明用) 形 式 : MSE-100-6 セル数 : 18セル 6V 100Ah 製造業者 : 古河電池㈱	1組
	(事務棟:非常照明用) 形 式 : MSE-50-12 セル数 : 9セル 12V 50Ah 製造業者 : 古河電池㈱	1組

	機器名	仕様	数量
2	整流器	(研究棟) 形式 : DP2100T-020SMRM 製造業者 : 古河電池(株)	1組
		(事務棟) 形式 : DP2100S-010RM 製造業者 : 古河電池(株)	1組
3	構内外灯設備 ガーデンライト	形式 : FUX-27150 (K) KL-GL15 定格電力 : 27w ポール高 : 1.0m	計 27基 (2)
	街路照明器具	形式 : HG-13181C 定格電力 : 100W ポール高 : 4.5m	(25)

5. 電話設備保守業務

(1) 保守業務実施時期

5・7・9・11・1・3月(計 6回)

(2) 保守業務該当機器

1) 本館

- ① 電子式自動交換機(296/388回線) 1台(㈱日立製作所 CX-8000S)
- ② 多機能電話機 14台
- ③ 一般電話機 273台

2) 別館

- ① 電子式自動交換機(33/40回線) 1台(㈱日立製作所 MV-20)
- ② 多機能電話機 24台
- ③ 一般電話機 16台

3) 関税中央分析所

- ① 電子式自動交換機(127/178回線) 1台(沖電気工業(株) KC-980A)
- ② 多機能電話機 13台
- ③ 一般電話機 58台
- ④ コードレス電話接続装置(PHSアンテナ) 12台

(2) 保守業務仕様

1) 点検・検査及び部品等の取替は、以下の条件を満たす技術者にて行う。

- ① 電子式交換機に精通し、データ設定・故障修理等に速やかに対応できる高度な技術力と必要な技能を有すること。
- ② 総務省の定める工事担任者(アナログ第1種)資格を有すること。

2) 受注者は、以下の書類及び電話設備の保全に必要な図面を作成し、施設管理担当者の指示に従い所定の場所に保管する。

- ① 加入者設備原簿
- ② 中継方式図
- ③ MDFの回線収容図

④ 交換機の実装図

(3) 保守点検項目

- ① ネットワーク試験
- ② 各種トランク機能試験
- ③ 各種電源電圧チェック
- ④ 内線データ設定・変更・管理
- ⑤ 局線番号データ設定・変更・管理
- ⑥ MDF及びIDFの線番管理並びに点検清掃
- ⑦ 電話機の定期点検(一般電話機は年1回点検とする。)
- ⑧ 屋内配線の定期点検
- ⑨ 交換機廻りの清掃
- ⑩ PHSアンテナの定期点検(アンテナは年1回点検とする。)

6. 電気時計設備保守業務

(1) 保守業務実施時期

- 1) 機器点検(1回目)..... 4月 1日 ~ 9月30日
- 2) 機器点検(2回目)..... 10月 1日 ~ 3月31日

(2) 保守業務の対象設備

1) 本館

- ① 親時計(型式:PT-62TLCR-PE) 1台(TICシチズン製)
- ② ラジオコントロール装置 1台
- ③ 時報器 1台

2) 別館

- ① 親時計(型式:KM-9TR-1PX-PE) 1台(TICシチズン製)
- ② 年間プログラムタイマ装置 1台
- ③ ラジオコントロール装置 1台

3) 関税中央分析所

- ① 親時計(型式:KM-11R-3P-PEX) 1台(TICシチズン製)
- ② ラジオコントロール装置 1台

(3) 保守業務仕様

- 1) 受注者は、6カ月に1回技術者を派遣し、電気時計設備の保守業務を行う。
- 2) 親時計と子時計の責任分界点は、子時計駆動用端子盤の出力側とし、線路の障害は障害内容、障害区間を明記し、施設管理担当者に提出する。
- 3) 子時計については、故障等による不調の時、施設管理担当者からの指示により、修理調整を行う。
なお、これに要する経費は、発注者の負担とする。

(3) 保守点検項目

- 1) 時間修正、水晶発振及び増幅装置等の点検整備
- 2) モニター時計、信号発生装置、受信装置等の点検調整及び清掃
- 3) 電源回路の点検整備及び清掃
- 4) 蓄電池の充電、総電圧点検及び清掃
- 5) プログラムタイマー点検整備
- 6) 上記以外の細部の機構も必要に応じて点検、調整をする。

7. 放送設備保守業務

(1) 保守業務実施時期

3月(計 1回)

(2) 保守業務該当機器

1) 本館

① ラック形業務放送設備 (TOA製)

設置場所: 事務棟1階事務室

ブリアンプユニット	PP-025C	1	台
セレクターユニット	SS-041, 015	2	台
マトリックスユニット	DB-014	1	台
ジャンクションユニット(電源部)	JP-034	1	台
ジャンクションユニット	JP-024	1	台
モニターユニット	MP-011	1	台
増幅器	PA-3640B	2	台
デジタルアナウンスマシン	EV-350R	1	台

② 遠隔操作器 (TOA製)

RM-1100 1 台

設置場所: 寄宿舍棟1階管理人室

③ スピーカー () 内は音量調整器の数量

	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	計
事務棟	—	13(8)	17(11)	—	—	—	—	30(19)
管理棟	10(0)	15(0)	15(2)	—	—	—	—	40(2)
講堂	—	2(0)	8(1)	—	—	—	—	10(1)
研修棟	—	19(5)	22(4)	14(3)	—	—	—	55(12)
LL棟	—	11(5)	10(8)	6(2)	—	—	—	27(15)
寄宿舍棟	—	13(0)	12(1)	8(0)	8(0)	8(0)	7(0)	56(1)
体育館	—	0(0)	2(0)	—	—	—	—	2(0)
柔剣道場	—	5(0)	6(0)	—	—	—	—	11(0)
プール棟	—	3(0)	—	—	—	—	—	3(0)
屋外	—	6(0)	—	—	—	—	—	6(0)
計	10(0)	87(18)	92(27)	28(5)	8(0)	8(0)	7(0)	240(50)

2) 別館

① ラック形業務放送設備 (パナソニック製)

設置場所: 1階受付室

モニターユニット	WU-M20	1	台
ミキサーユニット	WU-M60A	1	台
増幅器	WU-P52	1	台
電源制御ユニット	WU-L60A	1	台

② スピーカー () 内は音量調整器の数量

	1階	2階	3階	4階	5階	屋上階	—	計
別館	20(3)	28(2)	30(2)	28(2)	30(2)	1(0)	—	137(11)

3) 関税中央分析所

① ラック形非常・業務放送設備 (TOA製)

設置場所: 事務棟1階事務室

非常・業務兼用操作パネル	EP-0510	1	台
増幅器	PA-1230B	1	台
非常電源	DS-029	1	台

② スピーカー () 内は音量調整器の数量

	1階	2階	3階	—	—	—	—	計
研究棟	23(9)	25(11)	22(13)	—	—	—	—	70(33)
事務棟	16(5)	21(8)	12(5)	—	—	—	—	49(18)
計	39(14)	46(19)	34(18)	—	—	—	—	119(51)

(3) 保守点検項目

1) 外観点検

- ① 非常電源 : 外形、表示
- ② サイレン : 起動装置 (周囲の状況、外形)
: 操作装置 (外形、電圧計、スイッチ類、表示、予備品)
- ③ 放送設備 : 起動装置 (周囲の状況、外形)
: 操作装置 (周囲の状況、外形、電圧計、スイッチ類、表示)
: スピーカ (据付状態、損傷の有無)

2) 機能点検

- ① 非常電源 : 端子電圧
: 切替装置
: 充電装置
: 結線接続
: 絶縁測定
- ② サイレン : 起動装置
: 操作装置 (スイッチ類、ヒューズ類、継電器、表示灯、結線接続、接地、絶縁測定)
: 音量等 (鳴動方式、一斉、区分、相互等)
- ③ 放送設備 : 起動装置
: 押ボタン等
: 増幅器等 (スイッチ類、ヒューズ類、継電器、計器類、結線接続、接地、回線選択、
遠隔操作器連動、非常放送切替、回路短絡、絶縁測定)
: スピーカ (回線等、鳴動方式、一斉、区分、相互等、絶縁測定)

VIII. 消防用設備等保守点検業務

1. 保守業務概要

本施設に設置されている消防用設備が日常の使用について支障無く、かつ、設備の機能が円滑に運転できるように点検保守を行う。

2. 業務実施期間

- (1) 機器点検 4月 1日 ~ 9月30日
- (2) 機器点検及び総合点検 10月 1日 ~ 3月31日

3. 業務該当設備

- (1) 本館

項目	細目	数量
ハロゲン化物消火設備	容器ユニット・・・ハロンガス容器（68ℓ）	4 本
	起動装置・・・開放器（電磁式）	3 個
	開放器（ガス圧式）	4 個
	起動用ガス容器（2ℓ）	3 本
	起動用操作函	3 個
	選択弁（ガス圧式）	3 個
	制御装置・・・制御盤（音声装置含む）	1 面
	電源装置、非常電源（蓄電池設備）	1 式
	圧カスイッチ	3 個
	ダンパー閉鎖装置	6 組
	放出表示灯	6 個
	モーターサイレン、スピーカー	6 個
	放出口・・・ハロンガスヘッド	6 個
屋内消火栓設備	加圧送水装置・・・ポンプ、モーター	1 組
	呼水装置・・・呼水槽（100ℓ）	1 組
	制御装置・・・制御盤	1 面
	消火装置・・・屋内消火栓（埋込型）	43 台
	起動装置・・・起動用スイッチ	43 個
	消火用充水タンク・・・鋼板製（200ℓ）	1 基
	水源・・・貯水槽等（5.2㎡）	1 組
連結散水設備 （連結送水管含む）	消火隊専用栓・・・送水口（スタンド型、双口型）	5 台
	放水口（単口）	5 台
	散水ヘッド（開放型）	23 個
排煙設備	排煙装置・・・排煙ファン、モーター	1 基
	起動装置・・・手動操作函	2 個
	制御装置・・・制御盤	1 面
	排煙口	2 個

項目	細目	数量
自動火災報知設備	受信機（P型1級）・・・95回線	1 面
	（1GPKI-DC/自立型） ニッタン機製	2 面
	副受信機・・・165回線	44 個
	P型1級発信機	
	熱感知器	215 個
	差動式スポット型	251 個
	定温式スポット型	
	煙感知器	370 個
	光電式スポット型	2 個
	光電式分離型	48 個
	音響装置	1 個
	消火栓起動装置	2 組
常用電源	2 組	
ガス漏れ火災報知設備	受信機（G型1級）・・・15回線	1 面
	表示灯	13 個
	検知器（警報付）	13 個
	検知区域警報装置	13 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
	防火設備	連動制御盤・・・70回線
防火戸		
S型		28 枚
W型		8 枚
電動式シャッター		16 枚
ダンパー		30 個
熱感知器		
定温式スポット型		2 個
煙感知器		
光電式スポット型		52 個
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	31 台
	誘導標識	31 枚
避難器具	非難梯子	19 組

(2) 別館

項目	細目	数量
屋内消火栓設備	加圧送水装置・・・ポンプ、モーター	1 組
	呼水装置・・・呼水槽 (100ℓ)	1 組
	制御装置・・・制御盤	1 面
	消火装置・・・屋内消火栓 (埋込型)	10 台
	消火用充水タンク・・・鋼板製 (1000ℓ)	1 基
	起動装置・・・起動用スイッチ	10 個
	水源・・・貯水槽等 (10.0㎡)	1 組
自動火災報知設備	受信機 (GP型1級)・・・10回線	1 面
	(HGK-AS 100505PD2K) ホーチキ(株)製	10 個
	GP型1級発信機	
	熱感知器	138 個
	差動式スポット型	89 個
	定温式スポット型	
	煙感知器	40 個
	光電式スポット型	10 個
	音響装置	1 個
	消火栓起動装置	1 組
	常用電源	1 組
予備電源		
ガス漏れ火災警報設備	受信機 (G型1級)・・・5回線	1 面
	表示灯	4 個
	検知器 (警報付)	4 個
	検知区域警報装置	4 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
防火設備	連動制御盤・・・10回線	1 面
	防火戸	
	S型	5 枚
	煙感知器	
光電式スポット型	5 個	
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	11 台
	誘導標識	20 枚

(3) 関税中央分析所

項目	細目	数量
屋内消火栓設備	加圧送水装置・・・ポンプ、モーター	1 組
	呼水装置・・・呼水槽 (100ℓ)	1 台
	制御装置・・・制御盤	1 面
	表示装置	1 台
	消火装置・・・屋内消火栓 (埋込型)	9 台
	消火用充水タンク・・・鋼板製 (200ℓ)	1 基
	起動装置・・・起動用スイッチ	9 個
水源・・・貯水槽等 (5.6㎡)	1 組	
自動火災報知設備	受信機 (GR型)・・・510回線	1 面
	(PXN-J-5MAB/自立型) ニッタン(株)製	9 個
	発信機 (P型1級R型用)	
	熱感知器	
	差動式スポット型	154 個
	定温式スポット型	27 個
	煙感知器	
	光電式スポット型	15 個
	光電アナログ式スポット型	10 個
	中継器	6 個
	消火栓起動装置	1 個
常用電源	1 組	
予備電源	1 組	
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器	11 個
防火設備	防火戸	
	W型	11 枚
	防火シャッター (電動式)	2 枚
	警報ブザー	2 個

4. 保守業務仕様

- 受注者は技術員を派遣し、消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6、昭和50年消防庁告示第14号、平成12年同告示第14号、平成16年同告示第9号及び同告示第10号の規定に基づいて点検業務を行う。
- 受注者は、消防法施行規則第31条の6第3項の規定による維持台帳及び保全に必要な図面、並びにその他該当諸法規に定める書類を作成し、施設管理担当者の指示に従い所定の場所に保管する。
- 防火設備等の点検業務は、煙感知器等が作動した場合、防火戸・シャッター・ダンパー等の防火制御システムが正常に動作するよう点検を行う。
- 防火設備等の点検責任範囲は、原則として、防火制御システムが火災報知器の弱電信号により動作する一次側の制御回路までとするが、点検の結果、建築的又は機械的な故障等を見つけた場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従う。
- 受注者は、誘導灯の球切れ、カバー等の破損があった場合は修理する。ただし、取替部品等の購入に係る経費は発注者等の負担とする。
- 受注者は、消防法施行規則第31条の6第3項の規定による消防署等への報告を受注者の負担において代行する。

IX. 建具保守点検業務

1. 保守業務概要

本施設に設置されている自動扉、自動シャッターが日常の使用について支障無く、機能が円滑に運転できるよう点検、保守を行う。

2. 自動扉保守業務

(1) 保守業務実施時期

6・9・12・3月 (計年4回)

(2) 保守業務該当機器

1) 関税中央分析所

① 1階正面玄関 (内側、外側 計2箇所)

: 扉形状 引分け
: 起動方式 赤外線センサー
: 製造者 ナブコシステム㈱製

② 3階天秤室 (内側、外側 計2箇所)

: 扉形状 片引き
: 起動方式 赤外線センサー
: 製造者 ナブコシステム㈱製

(3) 保守業務仕様

- 仕様書及び全国自動ドア協会(JADA)の規定に基づき保守業務を行う。
- 点検・検査及び部品等の取替は、該当する自動扉の点検・検査及び部品等の交換の実績のある技術者又は製造者等が行う技術研修等を受けた技術者(自動ドア施工技能士)にて行う。
- 定期点検報告書は「全国自動ドア協会」による。
- 受注者は、点検日に点検を行うに際してあらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取(参考)し、併せて現地調査を行った上、点検内容の確認・調整する。

(4) 保守点検項目

1) ドア・サッシ部

① ドアの傷、②異音、③ガイドレール内の異物、④ドアとの隙間、⑤全閉時戸先隙間

2) 懸架部

① ハンガー・レールの摩耗、締付、②ハンガー・レールの汚れ、③戸車の締付、④戸車の摩耗、損傷
⑤ ストッパー締付

3) 動力部・作動部

① 異音、②エンジンの締付、③駆動軸の変形、摩耗、④防震ゴムの変形、⑤従動プーリの締付、
⑥ ベルト・チェーン・ワイヤの締付、張り、摩耗

4) 制御装置

① 開閉速度、②クッション作用、③開き保持時間、④制御装置の締付

5) センサー

① センサー検出範囲・感度(作動、締付)、②補助センサー作動、締付

6) 電気回路

① 総合試験(通常開閉作動、反転作動)、②配線の支持、結紮、③電源電圧(AC100V)

7) その他

① オートロック装置の作動、②インターロック

3. 自動シャッター保守業務

(1) 保守業務実施時期

9・3月 (計年2回)

(2) 保守業務該当機器

1) 本館

① 煙感知器連動防煙シャッター：電動式 計 16箇所
: 事務棟 1階受付 1箇所
: 管理棟 2階食堂厨房 3箇所
: 研修棟 2階講堂映写室 3箇所
: 体育館 1階体育館入口 2箇所
: " 2階アリーナ入口 6箇所
: 寄宿舎棟 1階玄関受付 1箇所

2) 関税中央分析所

① 煙感知器連動防煙シャッター：電動式 計 2箇所
: 研究棟 2階吹抜け部 1箇所
: " 3階吹抜け部 1箇所
② 自動シャッター：電動式 計 1箇所
: 事務棟 1階車庫 1箇所

(3) 保守業務仕様

- 仕様書及び社団法人日本シャッター・ドア協会の規定に基づき保守業務を行う。
- 点検・検査及び部品等の取替は、該当する自動シャッターの点検・検査及び部品等の交換の実績のある技術者又は製造者等が行う技術研修等を受けた技術者にて行う。
- 定期点検報告書は「社団法人日本シャッター・ドア協会」による。
- 受注者は、点検日に点検を行うに際してあらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取(参考)し、併せて現地調査を行った上、点検内容の確認・調整する。

(4) 保守点検項目

1) 外観点検：シャッター部材の取付位置の確認、並びに部材の破損変形等の点検を行い、注油及び清掃を行う。

① 点検口の状況、②降下位置障害、③操作障害

2) 作動点検

① 降下状況、②降下速度、③巻上状況、④煙感知器、⑤ヒューズテスト

3) 機能点検：安全機構の点検調整、電動機、制御盤、電気系統の点検、閉鎖装置等の作動確認を行う。

① 開閉器、②ブレーキ装置、③手動装置、④スプロケット・ローラーチェーン、

⑤ 巻取りシャフト・ブラケット、⑥スラット・吊元、⑦座板、⑧ケース・まぐさ、⑨ガイドレール、

⑩ 制御盤、⑪リミットスイッチ、⑫押しボタンスイッチ、⑬手動閉鎖装置、⑭自動閉鎖装置

4) 調整：当該装置全体を電氣的・機械的に良好な状態に調整し、注油及び清掃を行う。

X. 執務環境測定業務

1. 保守業務概要

本施設に設置されている自動扉、自動シャッターが日常の使用について支障無く、機能が円滑に運転できるような点検、保守を行う。

2. 空気環境測定業務

(1) 業務実施時期

4・6・8・10・12・2月 (計年6回)

(2) 測定業務仕様

- 仕様書及び共仕第1編一般共通事項並びに、第5編執務環境測定第2章空気環境測定に適合するように行う。
- 測定位置は、施設管理担当者の指示する場所とする。
- 測定回数は、始業後、終業前の2回とする。
- 測定地点数は次のとおりとする。
 - 本館 室内 8点 外気2点
 - 関税中央分析 室内 3点 外気2点

3. 照度測定業務

(1) 業務実施時期

6・12月 (計年2回)

(2) 測定業務仕様

- 仕様書及び共仕第1編一般共通事項並びに、第5編執務環境測定第3章照度測定に適合するように行う。
- 測定位置は、施設管理担当者の指示する場所とする。
- 測定地点数は次のとおりとする。

① 本館

	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	計
事務棟	—	21点	13点	—	—	—	—	34点
管理棟	2点	10点	8点	—	—	—	—	20点
講堂	—	4点	—	—	—	—	—	4点
研修棟	—	13点	3点	12点	—	—	—	28点
LL棟	—	7点	4点	6点	—	—	—	17点
寄宿舎棟	—	7点	—	—	—	—	—	7点
体育館	—	4点	—	—	—	—	—	4点
剣道場	—	4点	—	—	—	—	—	4点
プール棟	—	—	—	—	—	—	—	0点
計	2点	70点	28点	18点	0点	0点	0点	118点

② 別館

	1階	2階	3階	4階	5階	屋上階	—	計
別館	4点	4点	—	—	—	—	—	8点

③ 関税中央分析所

	1階	2階	3階	—	—	—	—	計
研究棟	16点	3点	—	—	—	—	—	19点
事務棟	11点	8点	6点	—	—	—	—	25点
計	27点	11点	6点	—	—	—	—	44点

XI. 廃水処理装置ほか保守業務

1. 保守業務概要

関税中央分析所内に設置されている廃水処理装置等が日常の使用について支障無く、機能が円滑に運転できるような点検、保守を行う。

2. 廃水処理装置保守業務

(1) 業務実施時期 4月1日～3月31日

(2) 廃水処理装置保守業務の対象設備

実験用廃水処理装置(キレート樹脂方式、処理能力10m³/日) 1式

1) 処理水槽 10槽

- 貯留槽 (2400φ×3280H) — 1槽
- 計量槽 (400×650×500H) — 1槽
- 反応槽 (700×700×1250H) — 1槽
- 凝集槽 (700×700×1250H) — 1槽
- 凝集沈殿槽 (1500×1500×2740H) — 1槽
- ろ過水槽 (900φ×870H) — 1槽
- キレート送水槽 (1500φ×1820H) — 1槽
- 水質監視槽 (700φ×870H) — 1槽
- 洗浄排水槽 (1420φ×1820H) — 1槽
- 汚泥槽 (1280φ×1620H) — 1槽

2) 薬品槽 4槽

- 硫酸(H₂SO₄)槽 (600×600×500H) — 1槽
- 水酸化ナトリウム(NaOH)槽 (600×600×500H) — 1槽
- ポリ塩化アルミニウム剤(PAC)槽 (410×410×710H) — 1槽
- 高分子凝集剤槽 (600×600×500H) — 1槽

3) ポンプ類 22台

- 原水移送ポンプ (40A・0.021m³/m・3.5m・3φ 200V 0.4Kw) — 2台
- 砂ろ過送水ポンプ (20A・0.021m³/m・17m・3φ 200V 0.4Kw) — 2台
- キレート送水ポンプ (20A・0.021m³/m・16m・3φ 200V 0.4Kw) — 2台
- 逆洗ポンプ (32A・0.118m³/m・11m・3φ 200V 0.75Kw) — 1台
- 異常時返送ポンプ (20A・0.021m³/h・4.5m・3φ 200V 0.4Kw) — 1台
- 汚泥引抜きポンプ (40A・0.01m³/m・3.5m・3φ 200V 0.4Kw) — 1台
- 洗浄排水移送ポンプ (32A・0.118m³/m・4.5m・3φ 200V 0.4Kw) — 1台
- 汚泥排出ポンプ (40A・0.1m³/h・4m・3φ 200V 0.4Kw) — 1台
- 硫酸薬注ポンプ① (429ml/m・3φ 200V 0.2Kw) — 2台
- 硫酸薬注ポンプ② (71ml/m・1φ 200V 15w) — 2台
- 水酸化ナトリウム薬注ポンプ (55.5ml・1φ 200V 18w) — 2台
- PAC薬注ポンプ (5.3ml/m・1φ 200V 15w) — 2台
- 高分子凝集剤薬注ポンプ (21ml/m・3φ 200V 15w) — 2台
- 床排水ポンプ(水中ポンプ) (50A・0.08m³/h・6m・3φ 200V 0.4kw) — 1台

- b. ファン
 型式 全閉外扇 風量 45 m³/min
 静圧 650 Pa 電動機 3φ200V 1.5kW 50Hz
- ② GC-6・・・1台 (屋上設置)
- a. スクラバー本体
 型式 DS-40S ガス処理能力 40 m³/min
 本体静圧 343 Pa
- b. ファン
 型式 全閉外扇 風量 40 m³/min
 静圧 650 Pa 電動機 3φ200V 1.5kW 50Hz

- 3) ドラフトチャンバー (VAV型、オリエンタル技研(株)製)・・・20台
- ① DC-1 (2階熱分析室)、DC-15 (3階ゴム試験室)・・・2台
- a. VAV (排気量自動制御)型ヒュームフード
 型式 GHV-1800TS 寸法 1,800×830/750×2,200
- ② DC-2 (2階たんばく質分析室)・・・1台
- a. VAV (排気量自動制御)型ヒュームフード
 型式 GHV-1800HCS1 寸法 1,800×830/750×2,200
- ③ DC-3 (2階赤外分光室)、DC-6・7・8 (3階第1科学実験室)
 DC-13・14 (3階第3化学実験室)、DC-16・18・19 (第2化学実験室)・・・9台
- a. VAV (排気量自動制御)型ヒュームフード
 型式 GHV-1800HCS3 寸法 1,800×830/750×2,200
- ④ DC-4 (2階FLC室)・・・1台
- a. VAV (排気量自動制御)型ヒュームフード
 型式 GHLV-1800HCS 寸法 1,800×830/750×2,200
- ⑤ DC-5 (3階石油分析室)、DC-17 (3階第2化学実験室)
 DC-20 (2階生化学実験室)・・・3台
- a. VAV (排気量自動制御)型ヒュームフード
 型式 GHV-1800HCS4 寸法 1,800×830/750×2,200
- ⑥ DC-9・10 (3階第1化学実験室)、DC-11・12 (3階第3化学実験室)・・・4台
- a. VAV (排気量自動制御)型ヒュームフード
 型式 GHV-1800HCS2 寸法 1,800×830/750×2,200

(4) 廃ガス洗浄装置点検業務仕様

- 1) 洗浄塔の洗浄を行い、薬液のpH濃度をpH濃度計に合わせて中和材を投入し、排水許容範囲とした上で、スクラバー循環ポンプを稼働させ、洗浄塔内を運転する。運転後、スクラバーを停止し、制御盤の電源を遮断する。
- 2) 点検口を開口し、PVC透明板を取り外し、排水バルブを手動にて開放し、排水を行う。なお、排水中に薬液水槽内の配管、ポンプ、内壁に付着している汚れや藻類をスポンジ類で落とす。
- 3) 排水完了後に、洗浄塔内を高圧水洗浄機にて洗剤を使用して洗浄する。
- 4) PVCプレフィルターは、スクラバーの下部の薬液水槽内にて、高圧水洗浄機を使用し、1枚毎に洗浄を行う。乾燥後は適切に収納する。
- 5) ストレーナ、シャワーノズルの洗浄を行う。目詰まりしているものは、本管より取り外し、分解洗浄を行う。また、汚染度が進んでいるものについては取替えを実施する。
- 6) 電極棒の清掃を実施する。
- 7) 排気ファンの点検を行う
 - ① 振動、過熱、異音の有無の確認
 - ② 軸受 (モーター、ファン側) 点検
 - ③ Vベルト点検
 - ④ 電流値、絶縁抵抗測定

8) 制御盤の点検を実施する。

- ① 操作スイッチ試験
 - ② 警報接点動作試験
 - ③ 端子結線部確認
 - ④ 絶縁抵抗測定
- 9) 点検口、PVC透明板は、洗剤を使用し、傷つけないようスポンジ等により洗浄する。
 - 10) 構内への給水は手動で行い、濁水警報が復旧した後に、給水電磁弁による給水に切替えるものとする。
 - 11) 循環ポンプのフランジ上まで給水完了した後に、スクラバーのファンポンプを動作させ、運転を開始する。
 - 12) 10分程度運転後に新規の水で装置全体への循環を行い循環後に再度排水する。
 - 13) 再度給水し、薬液の濃度調整を実施する。
 - 14) 洗浄塔内の風量測定を実施する。

(5) 脱臭装置点検業務仕様

- 1) プレフィルターを高圧水洗浄機で洗浄し、乾燥後、取付を行う。
- 2) 本体活性炭の吸着材の劣化度を測定し、判定を行う。
- 3) 排気ファン点検
 - ① 振動、過熱、異音の有無の確認
 - ② 軸受 (モーター、ファン側) 点検
 - ③ Vベルト点検
 - ④ 電流値、絶縁抵抗測定
- 4) 制御盤の点検を実施する。
 - ① 操作スイッチ試験
 - ② 警報接点動作試験
 - ③ 端子結線部確認
 - ④ 絶縁抵抗測定
- 5) 排気風量及び面風速の測定を行う。

(5) ドラフトチャンバー点検業務仕様

- 1) 制御盤の点検を実施する。
 - ① 操作スイッチ試験
 - ② 警報接点動作試験
 - ③ 端子結線部確認
 - ④ 絶縁抵抗測定
- 2) 電動ダンパーの運動動作確認
- 3) 排気風量及び面風速の測定を行う。

5. 水素ガス感知設備等点検業務

- (1) 業務実施時期 1月 (計1回)
- (2) 水素ガス感知設備等点検業務対象機器
 - 1) 水素ガス指示警報部及び検知部・・・3セット
 (型式 GP-631A+GD-A8-16 理研計器㈱製)
 - 2) 酸素ガス指示警報部及び検知部・・・2セット
 (型式 OX-631A+GD-F3A 理研計器㈱製)

(3) 水素ガス感知設備等の点検業務内容

1) 水素ガス感知設備の点検内容

- ① 点検業務は、本仕様書記載事項のほか一般高圧ガス規則関係基準に準拠し実施する。

2) 水素ガス指示警報部及び検知部の点検業務仕様

- ① 目視により、損傷、汚れ、ランプ類等の状態確認及び清掃を行う。
- ② 供給電源電圧、制御電圧の確認を行う。
- ③ 警報動作機能の点検を行う。
 - a. テストスイッチを押し、外部警報・警報ランプ等の作動確認を行う。
- ④ 大気時の0（ゼロ）設定を行う。
- ⑤ 警報設定濃度値の1.6倍程度のガスを導入して、設定値の±2.5%以内での警報確認及び校正を行う。

3) 酸素濃度警報部及び検知部の点検業務仕様

- ① 目視により、損傷、汚れ、ランプ類等の状態確認及び清掃を行う。
- ② 供給電源電圧、制御電圧の確認を行う。
- ③ テストスイッチを押し、外部警報、警報ランプ等の作動確認を行う。
- ④ 酸素センサーの取替を行う。
- ⑤ 指示警報部の大気中における指示値（2.1%指示）の確認及び校正を行う。（空気中の酸素濃度は2.1%を標準とする。）
- ⑥ 校正ガス供給による、ガス指示等の確認及び校正を行う。（指示精度±0.7%以内にする。
（JIS T 8201に基づく。））
- ⑦ 試験ガス供給により、警報点1.8%に対して±1%以内での警報発報を確認及び校正を行う。
（JIS T 8201に基づく。）
- ⑧ 酸素センサー用フィルターの清掃を行う。

6. 廃水処理装置等保守業務仕様

(1) 下記の消耗品は別途支給する。支給を受けた際は点検時に補充又は、交換を行う。

1) 廃水処理設備及び純水製造装置

- ① 中和及び再生に必要な薬品類（塩酸・硫酸・水酸化ナトリウム・高分子凝集剤・PAC等）
- ② 記録紙・インクカートリッジ

2) 廃ガス洗浄装置

- ① 充填剤（活性炭等）
- ② Vベルト

3) 水素ガス感知設備及び酸素感知設備

- ① 水素センサー

4) その他保守業務に必要な消耗品

XII. 保守点検業務共通事項

- (1) 機器の正常な運転に必要な保守点検内容は、本仕様書に記載のない内容であっても当該設備の製造者等が定める点検整備基準に基づいて責任をもって行う。
- (2) 現場責任者は、保守点検履行上関係のある諸法令、条例及び規則等を遵守するとともに、必要な官公署等への手続を行う。なお、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- (3) 保守点検の詳細は、点検内容に基づいて項目ごとに掲げた点検表を作成し、施設管理担当者の承認を受けたのち項目に従って実施する。
- (4) 受注者は保守点検及び各種測定業務に先立ち、工程表（年間及び各保守点検毎）、作業員名簿、作業計画書及び組織図を提出し施設管理担当者の承認を得た後に行う。
また、必要に応じて詳細工程表、図面、資料の作成を行い、施設管理担当者に提出する。
- (5) 受注者は月別の保守業務予定表を前月末までに施設管理担当者等に提出し、日程について打合せのうえ保守点検業務を行う。また、保守点検終了後は、施設管理担当者の指定する作業日誌に責任者の確認を受け提出する。
- (6) 受注者は施設管理担当者等から建築設備の異常、及び故障等の発生の連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣して応急処置等の処理を行う。
- (7) 受注者は保守点検の範囲を超える特殊な事故の発生、または修理箇所を発見した場合は、直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従う。
- (8) 保守点検に必要な試験器具材料及び消耗品（表示ランプ、ヒューズ等）は、受注者の負担とする。
ただし、発注者等の責に帰すべき理由による部品等を要したときは、発注者等の負担とする。
- (9) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該業務専用の測定機器を使用する。
- (10) 受注者は保守点検を行うに当たって、設備または他の物品等に損害を及ぼさぬように注意し、万一汚損及び損傷を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告するとともに受注者の責任において速やかに復旧する。
- (11) 点検整備は執務中の庁舎で行われるので、現場責任者は保守点検の実施に当たり、傷害、火災等の予防に注意するとともに危険を伴う保守点検については十分な安全確保に努める。
- (12) 保守点検及び各種測定業務終了後は速やかに報告書2部、実施状況写真をアルバムにまとめ、1部を施設管理担当者に提出する。
- (13) 点検整備終了後は、後片付け清掃を丁寧に行い各点検整備ごとに検査職員の検査を受けこれに合格する。
- (14) 仕様書及び現場において不明の点は、施設管理担当者とは協議し行う。

ⅩⅢ. 植栽・緑地定期点検及び保守業務

1. 定期点検及び保守業務概要

本業務は、財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所において、植栽・緑地の定期点検及び保守を行うものである。

2. 業務実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間

なお、各業務の予定は別紙1「植栽・緑地定期点検および保守業務年間予定表」による事。

3. 業務対象植栽・緑地

別紙2「植栽・緑地内訳」のとおりとする。

4. 業務仕様

- (1) 定期点検については、共仕第2編 定期点検等及び保守 の第4節 植栽・緑地 に適合するように行う。
- (2) 保守業務については、別紙3「植栽・緑地保守業務仕様詳細」に従って行う。
- (3) 上記の他、共仕第1編共通事項に適合するように行う。

5. その他

- (1) 受注者は、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを実施し、業務の作業中においては、来客者の通行、更に税関研修所（本館、別館）においては、研修等の妨げとならないよう、最善の注意を払うこととする。また、業務に必要な機材等は全て業務場所に搬入し、施設管理担当者の確認を受けるとともに、整理整頓を常に心がけること。
- (2) 受注者は、現状から判断し、各業務の実施計画をたて、事前に施設管理担当者に連絡し、承認を得ること。
- (3) 業務体制等については、以下の1) から4) までに従い、行うこと。
 - 1) 受注者は、業務体制を組むにあたり、必ず作業責任者を置くこと。
 - 2) 受注者は、業務実施に先立ち、作業責任者等の氏名、年齢及び住所を記載した名簿を施設管理担当者に提出すること。
 - 3) 受注者は、業務終了後にその旨を施設管理担当者に申し出て、各検査職員による完了検査を受けること。
 - 4) 受注者は、各業務について、実施月の翌月10日までに作業内容を記載した「作業内容報告書」を検査職員に提出すること。
- (4) 受注者は、植栽・緑地を常に最も良好な状態に維持するため、定期点検以外にも適宜の回数の巡回を実施してその結果を施設管理担当者に報告すること。
- (5) 受注者は、業務履行にあたって発生する地方公共団体・民間企業等への諸手続きを遅滞なく行い、また、これらに要する全経費を負担すること。
- (6) 受注者は、業務履行において使用する薬剤、用具及び消耗品等の全てを用意し、また、これらに要する全経費を負担すること。
- (7) 受注者は、業務履行にあたって発生した廃棄物等は、環境衛生上問題とならぬよう関係諸法令を遵守した方法により収集運搬及び処分し、その処分に係る管理票を常に整備し、処分結果については、都度、施設管理担当者に報告すること。また、これらに要する全経費を負担すること。
- (8) 受注者は、業務履行にあたって、植栽・緑地、建物及び建築設備に損傷を及ぼさないよう細心の注意を払うこと。なお、損傷を与えた場合には速やかに施設管理担当者に報告した上で現状修復に努めることとし、これらに要する全経費を負担すること。
- (9) 受注者は、天候等の事情により施設管理担当者から承認された日程に従って業務を遂行できない状況が発生した場合、施設管理担当者に申し出て了承を得ること。
- (10) 受注者は、業務履行のため自動車を使用する場合には、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出を抑制する条例（平成14年3月26日千葉県条例第2号）を遵守すること。また、施設管理担当者から自動車検査証の提示を求められた場合には、速やかに提示すること。
- (11) 受注者は、仕様書等に定めのない業務内容であっても、施設管理担当者がその業務目的を遂行するに必要と認めた場合には、その指示に従って行うこと。

(12) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約期間の満了、または契約解除後においても同様とする。

(13) 業務履行するにあたり、受注者の責めによらない場合で業務履行が困難となる事由が生じた場合、施設管理担当者と協議の上、対処すること。

植栽・緑地定期点検及び保守業務年間予定表

財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所の植栽・緑地定期点検及び保守業務については、以下の年間予定表に基づき、実施すること。

1. 定期点検

(1) 植栽・緑地

- 1) 樹木の活力度 6月/年1回
 2) 芝生の活力度 6月/年1回
 3) 病害虫 5月/年1回
 4) 緑地空間の維持 8月/年1回

(2) 屋上緑化システム（財務省税関研修所（本館）のみ）

- 1) 防水層及び排水 6月/年1回
 2) 植栽の活力度 6月/年1回
 3) 灌水 6月/年1回

2. 保守業務

(1) 剪定業務

- 1) 高木剪定 適期（樹木ごと）/年1回
 2) 低木剪定 適期（樹木ごと）/年1回
 3) 生垣剪定 7月/年1回

(2) 刈込業務

- 1) 地被刈込 5月/年1回
 2) 芝生刈込 5月、7月及び9月/年3回

(3) 施肥業務

- 1) 低木施肥 2月/年1回
 2) 地被施肥 3月/年1回
 3) 芝生施肥 3月/年1回

(4) 除草業務

- 1) 除草剤散布
 ① 芝生地 5月及び8月/年2回
 ② 裸地 5月及び8月/年2回
 2) 手取り除草
 ① 低木植込地 5月、7月、8月及び9月/年4回
 ② 地被植込地 5月、7月、8月及び9月/年4回
 ③ 裸地 6月及び9月/年2回

(5) 芝生地環境整備業務 3月/年1回

(6) 害虫防除（駆除）業務 5月、7月、8月及び9月/年4回

(7) 清掃・ごみ処理業務 6月、9月、10月、11月、12月及び3月/年6回

3. 備考

定期点検の結果により、保守業務の実施月を調整する場合がある。

植栽・緑地内訳

1. 財務省税関研修所（本館、別館）植栽・緑地内訳

（単位：高木・低木・生垣…本、地被・芝生・裸地・植込地…㎡）

区分	名称	数量	名称	数量
高木	アラカシ（株立）	10	ツバキ	186
	イトヒバ（ヒヨクヒバ）	5	トチノキ	49
	ウメ	3	ヒイラギモクセイ	24
	エゴノキ	7	ベニカナメモチ	4
	キンモクセイ	35	マサキ（斑入）	29
	クスノキ	63	マテバシイ	25
	クロガネモチ	97	モクレン	4
	ケヤキ	48	モチノキ	1
	コブシ	7	モッコク	44
	サクラ（ソメイヨシノ）	64	モミジ	6
	サザンカ	79	モミジバフウ	7
	シラカシ	128	リョウブ（株立）	24
	タブノキ	3	—	—
	区分計			952
	低木	アジサイ	1,488	サツキ
アセビ		528	タニウツギ	1,802
イヌツゲ		276	ニシキギ	370
オオムラサキツツジ		1,635	ハギ	1,432
カンツバキ		276	ヒサカキ	528
キリシマツツジ		2,522	ボックスウッド	1,520
コデマリ		1,432	ヤマブキ	370
区分計				16,545
生垣	ベニカナメ	680	—	—
	区分計			680
地被	ヘデラ	1,314	—	—
	区分計			1,314
芝生地	芝生	5,820	屋上緑化	270
	区分計			6,090
裸地	グラウンド	11,438	—	—
	区分計			11,438
植込地	低木植込地	3,503	—	—
	区分計			3,503

2. 関税中央分析所植栽・緑地内訳

(単位：高木・低木・生垣…本、地被・芝生・裸地・植込地…㎡)

区分	名称	数量	名称	数量
高木	アカマツ	12	サクラ(ソメイヨシノ)	54
	ウメ	4	シラカシ	7
	ウワミズザクラ	1	ハナミズキ	8
	クリ	1	マツ	1
	ケヤキ	12	ミズキ	6
	コブシ	12	ヤマザクラ	9
	区分計			127
低木	サツキツツジ	8,810	—	—
	区分計			8,810
生垣	レッドロビン	478	—	—
	区分計			478
地被	クマザサ	124	—	—
	区分計			124
芝生地	芝生	1,535	—	—
	区分計			1,535
裸地	裸地	2,038	—	—
	区分計			2,038
植込地	低木植込地	1,762	—	—
	区分計			1,762

3. 図面

財務省税関研修所(本館、別館)及び関税中央分析所の植栽・緑地内訳ごとの図面を資料として添付する。

別紙3

植栽・緑地保守業務仕様詳細

財務省税関研修所(本館、別館)及び関税中央分析所の植栽・緑地保守業務に係る仕様については、以下に従って行うこと。

1. 剪定業務

(1) 高木剪定

- 樹木成長により公道等に伸び出て通行の妨げになっている枝葉及び樹木の成長を阻害する原因となっている枝葉について、適切な方法で適度に剪定すること。
- 各施設における高木の内、剪定を必要とする樹木については、優先順位付けをし、施設管理担当者の承認を得た上で優先順位の高い順に全体数の5分の1程度を剪定すること。
- 剪定時期については、樹木ごとの適期に実施することとし、事前に施設管理担当者に申し出て、承認を得ること。
- 剪定により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

(2) 低木剪定

- 人力により均一となるよう適度に剪定すること。
- 剪定時期については、樹木ごとの適期に実施することとし、事前に施設管理担当者に申し出て、承認を得ること。
- 剪定により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

(3) 生垣剪定

- 人力により均一となるよう適度に剪定すること。
- 剪定により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

(4) その他

- 上記の他に高木、低木及び生垣が枯死した場合は、その伐採をすること。
- 伐採により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

2. 刈込業務

(1) 地被刈込

- 均一となるよう適度に刈込むこと。
- ヘデラについては、壁等への這い上がり部分についても刈込むこと。また、壁等へ付着した寄根を除去すること。
- 刈込により発生したごみについては、清掃、回収及び処分すること。

(2) 芝生刈込

- 草刈機等を使用して均一に刈込むこと。
- 刈込み後の高さは、2～3cmにすること。
- 芝生地からはみ出ている芝生については、エッジング処理を施すこと。

3. 施肥業務

低木施肥、地被施肥及び芝生施肥(共通)

- 樹木ごとに適正な肥料を適量使用すること。
- 使用する肥料については、事前に施設管理担当者に説明し、承認を得ること。

4. 除草業務

- (1) 除草剤散布
芝生地及び裸地（共通）
- 1) 関係法令に適合した適正な薬剤を適量使用すること。
 - 2) 雑草除去を目的とした選択性を有する薬剤を使用すること。
 - 3) 使用する薬剤については、事前に施設管理担当者に説明し、承認を得ること。
 - 4) 薬剤散布時にあたっては、風向き等を考慮し、作業場所周辺の通行人や車等に対して細心の注意を払い、実施すること。また、作業途中であっても風向き等の変化による中断及び延期を認めるものである。

(2) 手取り除草

低木植込地、地被植込地及び裸地（共通）

- 1) 植栽に細心の注意を払い、人力にて植込地の雑草を手取り除草すること。
- 2) 植栽の陰に隠れる部分についても漏れなく除草すること。
- 3) 多年草については、除草のみならず除根すること。

5. 芝生地整備業務

目土かけ

- (1) 芝生地の不陸部分に対して行うこと。
- (2) 使用する砂は、川砂を用いることとし、塊がないよう事前に砕いておくこと。

6. 害虫防除（駆除）業務

- (1) 関係法令に適合した適正な薬剤を適量使用すること。
- (2) 動力噴霧器を使用すること。
- (3) 薬剤散布時にあたっては、風向き等を考慮し、作業場所周辺の通行人や車等に対して細心の注意を払い、実施すること。また、作業途中であっても風向き等の変化による中断及び延期を認めるものである。
- (4) 当該業務を実施したにも関わらず、その効果が認められなかった場合、年間予定以上の回数であっても責任を持って実施すること。

7. 清掃・ごみ処理業務

- (1) 施設構内外の落葉等ごみの清掃、回収及び処分すること。
- (2) 植栽にかかった落葉について、送風機等を用いて、除去すること。
- (3) 植栽等の陰にある落葉について、熊手等を用いて、除去すること。

XIV. 庁舎等清掃業務

1. 清掃業務概要

本業務は、財務省税関研修所（本館、別館）及び関税中央分析所において、庁舎等の清掃業務を行うものである。

2. 業務実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間

3. 業務対象清掃範囲等

以下及び（資料）図面のとおり。

(1) 税関研修所（本館、別館）は以下のとおり。

業務別		区分	床室	面積 (㎡)
日 常 清 掃	玄関ホール(a)	管理棟	硬質床	104.37
	廊下、階段、エレベーターホール等 共用部分	管理棟	弾性床	470.51
		事務棟	弾性床	356.39
	便所、洗面所	寄宿舎棟	弾性床	288.91
		管理棟(A)	硬質床	45.50
		管理棟(B)	-	2.52
		体育館棟	硬質床	46.00
		研修棟	硬質床	142.38
		事務棟	弾性床	33.50
	浴室、シャワールーム、脱衣所	管理棟	-	118.80
		寄宿舎棟	-	50.85
		体育館棟	-	54.60
	喫煙スペース	研修棟	弾性床	42.57
	ごみ運搬処理(a)	研修棟	-	-
事務棟		-	-	
定 期 清 掃	玄関ホール(a)	事務棟	硬質床	104.37
	事務室	事務棟	弾性床	142.56
			繊維床	364.32
		管理棟	弾性床	200.99
			寄宿舎棟	弾性床
			繊維床	52.08
	会議室	事務棟	繊維床	194.04
		管理棟	繊維床	30.62
	廊下、階段、エレベーターホール等 共用部分	管理棟	弾性床	573.59
		事務棟	弾性床	360.39
		研修棟	弾性床	1,525.15
		寄宿舎棟	弾性床	1120.68
			硬質床	81.90
		体育館棟	弾性床	154.40
			硬質床	120.00
		各棟渡り廊下	硬質床	288.28
		別館	弾性床	1,093.89
便所、洗面所		別館	弾性床	14.18
浴室、シャワールーム、脱衣所	別館	-	105.00	
食堂	管理棟	弾性床	42.57	
喫煙スペース	研修棟	弾性床	42.57	
窓ガラス	全棟	-	2752.77	

教室等	研修棟	弾性床	856.39
		繊維床	1,835.00
体育館(アリーナ部分)	体育館棟	弾性床	909.00
武道場(柔道場、剣道場)	体育館棟	弾性床	976.80
ペランダ	管理棟	硬質床	48.00
噴水槽	屋外	-	157.60

(2) 関税中央分析所は以下のとおり。

	業務別	区分	床質	面積 (㎡)	
日常清掃	玄関ホール(a)	事務棟	硬質床	93.80	
	廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	研究棟、事務棟	弾性床、木製床	858.90	
	便所・洗面所	事務棟	弾性床	113.00	
	エレベーター	事務棟	弾性床	2.00	
	食堂	事務棟	弾性床、木製床	71.20	
	浴室・シャワールーム・脱衣所及び更衣室	事務棟	弾性床、木製床、畳	56.40	
	喫煙スペース	事務棟	木製床	24.40	
	ごみ運搬処理(a)	事務棟	-	-	
	ごみ運搬処理(b)	研究棟、事務棟	-	-	
	構内	屋外	-	-	
	休養室	事務棟	硬質床、木製床、畳	58.40	
	資料室	事務棟	木製床	50.10	
	分析室	研究棟	弾性床、木製床	1871.20	
	定期清掃	玄関ホール(a)	事務棟	硬質床	93.80
		玄関ホール(b)	事務棟	硬質床	93.80
		事務室	事務棟	繊維床	534.30
会議室		事務棟	繊維床	207.30	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分		研究棟、事務棟	弾性床、木製床	858.90	
便所・洗面所		事務棟	弾性床	113.00	
エレベーター		事務棟	弾性床	2.00	
浴室・シャワールーム・脱衣所及び更衣室		事務棟	弾性床、木製床、畳	56.40	
食堂		事務棟	弾性床、木製床	71.20	
喫煙スペース		事務棟	弾性床、木製床、畳	24.40	
資料室		事務棟	木製床	50.10	
分析室		研究棟	弾性床、木製床	1871.20	
窓ガラス		研究棟、事務棟	-	1442.60	
ブラインド		研究棟、事務棟	-	1442.60	

(3) 図面

財務省税関研修所(本館、別館)及び関税中央分析所の清掃ごとの図面を資料として添付する。

4. 業務仕様

(1) 日常清掃

1) 玄関ホール

共仕第4編第2章第2節の表2.2.1(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

2) 廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分

① 廊下・エレベーターホールについては、共仕第4編第2章第2節の表2.2.4(A)の「1.床の清掃」及び「2.床

以外の清掃」による。

② 階段については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.8(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

③ その他共用部分については、上記①及び②に準ずる。

3) 便所・洗面所

共仕第4編第2章第2節の表2.2.5(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

4) エレベーター

共仕第4編第2章第2節の表2.2.7(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

5) 食堂

① 共仕第4編第2章第2節の表2.2.9(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 上記「2.床以外の清掃」について、食卓もその対象とする。

6) 浴室・シャワールーム・脱衣所及び更衣室

① 共仕第4編第2章第2節の表2.2.10(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 和室部分は、下記10) 休養室に準ずる。

7) 喫煙スペース

共仕第4編第2章第2節の表2.2.11(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

8) ごみ運搬処理

(a) 共仕第4編第2章第3節の表2.3.1及び下記の特記項目による。

(b) 各室のごみ箱のごみを回収し、ごみ置場に収集する。

9) 構内(屋外駐車場含む)

共仕第4編第2章第4節の表3.4.3による。

10) 休養室

① 共仕第4編第2章第1節の表2.1.3の「1.除塵」、「2.しみ取り」及び下記特記項目による。

② 障子の木枠部分について、はたき掛けを行う。

11) 資料室

共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に準ずる。

12) 分析室(関税中央分析所研究棟に所在する各室総称)

共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に準ずる。

(2) 定期清掃

1) 玄関ホール(実施回数等の異なる(a)及び(b)に注意すること。)

(a) 共仕第4編第2章第2節の表2.2.1(B)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」(ただし、照明器具及び吹出口・吸込口は対象外とする。)による。

(b) 酸性洗剤を使用し、石床に付着した黒ずみを酸洗浄して除去する。

2) 事務室

① 弾性床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 繊維床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に加え、共仕第4編第2章第1節の表2.1.3の「2.しみ取り」を行う。

3) 会議室

① 弾性床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」による。

② 繊維床については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(A)の「1.床の清掃」及び「2.床以外の清掃」に加え、共仕第4編第2章第1節の表2.1.3の「2.しみ取り」を行う。

4) 廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分

① 廊下・エレベーターホールについては、共仕第4編第2章第2節の表2.2.4(B)の「1.床の清掃」による。

② 階段については、共仕第4編第2章第2節の表2.2.8(A)の「1.床の清掃」による。

③ その他共用部分については、上記①及び②に準ずる。

5) 便所・洗面所

共仕第4編第2章第2節の表2.2.5(B)の「1.床の清掃」による。

6) エレベーター

共仕第4編第2章第2節の表2.2.7(B)の「1.床の清掃」による。

7) 食堂

- 共仕第4編第2章第2節の表2.2.9(B)の「1.床の清掃」による。
- 8) 浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室
共仕第4編第2章第2節の表2.2.10(B)の「1.床の清掃」による。
- 9) 喫煙スペース
共仕第4編第2章第2節の表2.2.11(B)の「1.床の清掃」による。
- 10) 資料室
共仕第4編第2章第2節の表2.2.3(B)の「1.床の清掃」に準ずる。
- 11) 分析室
共仕第4編第2章第2節の表2.2.2(B)の「1.床の清掃」に準ずる。
- 12) 教室等
上記2) 事務室に準ずる。
- 13) 体育館（アリーナ部分）

- ① 床面の塵芥をモップで集塵し、集めた塵芥を真空掃除機を利用し除去する。
- ② 適正洗剤を塗布し洗浄清掃する。
- ③ シミ等の汚れは、適正洗剤その他の適正薬品を利用し汚れを除去する。
- ④ 汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑤ 体育館専用ワックスを塗布する。

14) 武道場（柔道場、剣道場）

- ① 木製床
 - a) 床面の塵芥をモップ等で集塵し、集めた塵芥を真空掃除機を利用し除去する。
 - b) 適正洗剤を塗布し、洗浄清掃する。
 - c) しみ等の汚れは、適正洗剤その他の適正薬品を利用し、汚れを除去する。
- ② 畳
 - a) 床面の塵芥を真空掃除機を利用し除去する。特に畳の境目等については丁寧に吸塵する。
 - b) シミ等の汚れは、適正洗剤その他の適正薬品を利用し、汚れを除去する。

15) ベランダ

- ① 共仕第4編第2章第1節の表2.1.2の「1.除塵」及び「2.水拭き」による。
- ② 落葉の除去を行う。

16) 噴水槽

- ① 適正洗剤等を使用し、洗浄用パッドを装着した床磨き機等で、藻の発生を防止するための床面及び壁面を念に清掃する。
- ② 細部については、手作業にて清掃を行う。
- ③ 清掃に伴い発生したごみは収集し、敷地外へ搬出の上、適正な方法により処理すること。

17) 窓ガラス

共仕第4編第3章第1節の表3.1.1による。

18) ブラインド

- ① 本体をブラケットから取り外し、適正洗剤により分解クリーニングを行う。
- ② クリーニング終了後、組み立て調整及び取り付けを行う。

19) その他共通事項

各床面の剥離洗浄は、原則、定期清掃実施時に通常清掃に代え、実施する。

5. 業務実施周期

業務実施時期は以下によることとする。

実施場所により回数調整があるので、注意すること。

(1) 財務省税関研修所（本館）は以下のとおり。

1) 日常清掃

業務別	区分	周期	予定回数	備考
玄関ホール(a)	管理棟	1回/週	39回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	管理棟	1回/週	39回	
	事務棟	1回/週	39回	

便所・洗面所	管理棟(A)	1回/日	243回	
	管理棟(B)	1回/週	51回	※1
	寄宿舎棟	2回/週	100回	
	研修棟	1回/日	238回	
	事務棟	1回/日	243回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	管理棟	1回/日	350回	
	寄宿舎棟	1回/日	350回	
	体育館棟	1回/週	39回	
喫煙スペース	研修棟	1回/週	39回	
ごみ運搬処理(a)	研修棟	1回/週	39回	
	事務棟	1回/日	243回	

※1 2階洗面台のみ。

2) 定期清掃

業務別	区分	周期	予定回数	備考
玄関ホール(a)	管理棟	1回/月	12回	
事務室	事務棟	1回/月	12回	
	管理棟	1回/月	12回	
	寄宿舎棟	1回/月	12回	
会議室	事務棟	1回/月	12回	
	管理棟	1回/月	12回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	管理棟	1回/月	12回	
	事務棟	1回/月	12回	
	研修棟	1回/月	12回	
	寄宿舎棟	1回/月	12回	
	体育館棟	1回/月	12回	
	各棟渡り廊下	1回/月	12回	
食堂	管理棟	1回/月	12回	
喫煙スペース	研修棟	1回/月	12回	
窓ガラス	管理棟	1回/3月	4回	
	寄宿舎棟	1回/3月	4回	※1
	研修棟	1回/3月	4回	
	事務棟	1回/3月	4回	
	体育館棟	1回/3月	4回	
教室等	研修棟	1回/月	12回	
体育館（アリーナ部分）	体育館棟	1回/3月	4回	
武道場（柔道場、剣道場）	体育館棟	1回/3月	4回	
ベランダ	管理棟	1回/月	12回	
噴水槽	屋外	1回/3月	4回	

※1 研修生居室、管理人居室部分（本館）除く。

(2) 財務省税関研修所（別館）は以下のとおり。

1) 定期清掃

業務別	区分	周期	予定回数	備考
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	-	1回/2月	6回	
便所・洗面所	-	1回/2月	6回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	-	1回/6月	2回	※1
窓ガラス	-	1回/3月	4回	※2

※1 ユニットバス部のみ。

※2 研修生居室部分除く。

(3) 関税中央分析所は以下のとおり。

1) 日常清掃

業務別	区分	周期	予定回数	備考
玄関ホール(a)	事務棟	1回/週	52回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	研究棟	1回/週	40回	
	事務棟	1回/週	40回	
便所・洗面所	事務棟	1回/日	242回	※1
エレベーター	事務棟	1回/日	40回	
食堂	事務棟	1回/日	242回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	事務棟	1回/週	52回	
喫煙スペース	事務棟	1回/日	242回	
ごみ運搬処理(a)	事務棟	1回/週	52回	
ごみ運搬処理(b)	研究棟	1回/週	52回	
	事務棟	1回/週	242回	
構内	屋外	1回/週	52回	
休養室	事務棟	1回/週	52回	
資料室	事務棟	1回/週	40回	
分析室	研究棟	1回/週	40回	

※1 所長室内洗面台含む。

2) 定期清掃

業務別	区分	周期	予定回数	備考
玄関ホール(a)	事務棟	1回/月	12回	
玄関ホール(b)	事務棟	1回/年	1回	
事務室	事務棟	1回/月	12回	
会議室	事務棟	1回/月	12回	
廊下・エレベーターホール、階段及びその他共用部分	研究棟	1回/月	12回	
	事務棟	1回/月	12回	
便所・洗面所	事務棟	1回/月	12回	
エレベーター	事務棟	1回/月	12回	
食堂	事務棟	1回/月	12回	
浴室・シャワールーム・脱衣所、更衣室	事務棟	1回/月	12回	
喫煙スペース	事務棟	1回/月	12回	
更衣室	事務棟	1回/月	12回	
資料室	事務棟	1回/月	12回	
分析室	研究棟	1回/月	12回	
窓ガラス	研究棟	1回/3月	4回	
	事務棟	1回/3月	4回	
ブラインド	研究棟	1回/年	1回	
	事務棟	1回/年	1回	

6. 建築物環境衛生管理業務仕様

財務省税関研修所における環境衛生維持管理が適正に行われるよう監督するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条第1項に規定する建築物衛生管理技術者免状を有する者を1名選任し、月1回以上衛生的環境の確保に関する調査を行い監督職員に報告すること。

7. その他

(1) 清掃に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、特に廊下・階段・ホール及び便所につい

ては、職員及び来客者等の通行に支障のないように注意すること。

(2) 清掃を行う従事者は熟練者を使用すること。また事前に清掃従事者のリスト・経歴を提出すること。

(3) 洗剤等の材料は、あらかじめ監督職員の承認を得た上で使用すること。

(4) 休日とは、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日及び甲の指定する日をいう。

(5) 仕様書に定めのない事項については、施設管理担当職員の指示に従うものとする。